## まちづくり委員会資料

## 所管事務報告

令和5年度 川崎市住宅供給公社「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

資料「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」(川崎市住宅供給公社)

参考資料 1 令和 5 年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組 評価」について

参考資料2 令和5年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の審議結果について

## まちづくり局

## 経営改善及び連携・活用に関する取組評価

(令和5(2023)年度)

法人名(団体名) 川崎市住宅供給公社 所管課 まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課 経営改善及び連携・活用に関する方針 1 法人の主な事業概要 (1)住宅の積立分譲を行うこと。 (2)住宅の用に供する宅地の造成、住宅の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。 (3)住宅の居住者の利便に供する施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。 (4)前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 (5)前各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、委託により、住宅の建設及び賃貸その他の管理を行うこと。 法人の概要 (6)公営住宅法(昭和26年法律第193号)に基づき公営住宅又は共同施設の管理の一部について事業主体に代わって行う こと。 2 法人の設立目的 住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地 を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としています。 3 法人のミッション 安全・安心な暮らしを支える住まい・まちづくりを通じて、活力ある地域社会の実現に向けた貢献をすることです。 川崎市住宅基本計画において、公的団体として市民や事業者等の信頼があり、ノウハウを有するため、住宅政策を市と連携して実施 する重要なパートナーとして、住まいや住環境の質の向上に向けた先導的な取組を実施することが期待されており、主に次の4つの役 割があります。 1 住宅事業者としてのノウハウを活かしたコーディネーターとして、また、地域に根差した実施主体として、住まいに関する施策を推進す る役割 2 住まいに関する取組におけるNPO等の活動を支援し、育成を図るため、NPO等と連携して事業を行うことや、事業委託、研修支援等 を行う中間支援組織としての役割 3 様々な分野の多様な主体による取組を効果的・効率的に実施する上での、民間事業者のみでは実現が難しい、異なる業種・団体・主 体間のコラボレート機能としての役割 4 健全な住宅市場の育成に向け、広く各専門家やNPO等と連携し、専門家等が持つノウハウや情報を収集、発信する住情報拠点とし 本市施策 また、新型コロナウイルス感染症等の影響により、住宅困窮者が増えているとともに、今後30年程度は、低所得者や高齢者などの住宅 確保要配慮者数が高い水準で推移していく状況が見込まれており、今後も引き続き、川崎市の住宅政策の一翼を担い、地域に根差した における 住宅やまちづくりのノウハウを有する事業者として、住宅を必要とする市民に対し、安全・安心な住まいを提供していくことが重要となりま 法人の役割 さらに、川崎市持続可能な開発目標(SDGs)推進方針に基づき、「かわさきSDGsゴールドパートナー」として、高齢者、障害者、外国人等 の居住の安定確保、賃貸住宅の共用部へのLED照明器具導入等脱炭素に資する取組などを推進してまいります。 施笛 市総合計画上関連する 政策1-4 誰もが安心して暮らせる地域の 施策1-4-6 誰もが暮らしやすい住宅・居 政策等 法人の取組と関連する つながり・しくみをつくる 住環境の整備 市の計画 関連する市の分野別計 川崎市住宅基本計画【平成29(2017)年度~令和8(2026)年度】 (1)住宅政策実施のパートナーとしての役割 市の住宅政策実施のパートナーとして、市営住宅の管理代行業務やすまいの相談窓口業務等を市より受託して事業を実施していま す。受託事業については、適正な業務執行や事務の効率化、市民サービスの向上などを目指し、業務を実施しています。市営住宅の管 理代行については、令和4(2022)年度から新たに5年間の管理代行の協定を締結する予定となっています。 (2)賃貸住宅の適切な管理 住宅供給公社は、賃貸住宅の管理者として、公社所有賃貸住宅や民間所有者より管理受託を受けた賃貸住宅の管理を行っていま す。管理している住宅は、住宅を必要としている市民に対して供給を行い、適切な管理を行っています。 (3)財務状況について 現在、公社の財務状況は健全であり、出資法人に求められる「自主的・自立的な経営」を実現しています。 (4)組織体制について 現状と課題 組織については、各事業の業務内容や人員構成等を踏まえ、組織の見直しと人事異動を毎年実施し、組織の活性化を図っています。 また、職員の育成については、住宅供給公社独自の人材育成計画や人事評価制度を導入し、計画に基づいた研修や職員ひとりひとり の評価を実施することで、職員の人材育成を進めています。 2 課題 (1) 市営住宅については、令和4(2022) 年度から5年間の管理代行制度の継続が決定しているが、これからの市営住宅の管理に求め られる新たな取組も示されているため、住宅供給公社も市と連携をしながら取り組む必要があると認識しております。また、管理代行に 係る各種の事務については、更なる効率化に向け、見直しを図っていきます (2)公社所有賃貸住宅については、現在高い入居率を維持しておりますが、入居率を維持するためにも、建物の保全工事(大規模修繕 工事等)を適切な時期に実施するとともに空家対策(設備のリニューアルやリノベーション等)を実施していく必要があると認識していま (3)公社の財務状況は健全でありますが、今後も現状の維持と公社事業の一層の効率化が必要と考えています。 経営改善項目 (1)賃貸住宅管理事業をはじめとした各事業の実施による安定した収益の維持 (2)住宅供給公社が策定した人材育成計画及び人事評価制度の推進による職員の人材育成 取組の方向性 2 連携・活用項目 (1)川崎市営住宅の管理代行による適切な管理の維持、市民サービスの向上、これからの市営住宅の管理に求められる 新たな取組の実現に向けた取組実施 (2)市の施策の推進と多方面への展開に向け、専門家団体や協力事業者等との連携によるパートナーシップ事業の実施

## 本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する取組

### 4カ年計画の目標

「川崎市住宅基本計画」に位置づけられた公社の役割を踏まえ、「市営住宅管理事業」「パートナーシップ事業」「賃貸住宅管理事業」を効率的かつ効果的に実施します。

- ・川崎市の市営住宅の管理代行者として適切な入居管理を行いながら、住宅管理事務の効率化や市民サービスの向上に取り組みます。また、これからの市営住宅の管理に求められる新たな取組の実現に向け、市と連携しながら、「市営住宅管理事業」を推進します。
- ・市や専門家団体(宅建団体等)との連携を行いながら「パートナーシップ事業」の推進を図ります。
   ・「賃貸住宅管理事業」については、適切な建物管理を行うことで管理物件の高い入居率を維持し、経営基盤の充実・強化を図ります。
   経営面や組織に関しては、安定的な収益確保や個人情報資産の適切な管理に努めるとともに、人材育成計画や人事評価制度を活用して人材育成を推進していきます。

#### 1. 本市施策推進に向けた事業取組 現状値 今後の取組の 日提信 宝装信 達成度 (令和3 (2021)年度) 取網队 事業名 指標 単位 (令和5 (2023)年度) (令和5 (2023)年度) (X1)·費用対効果 (※3) 空家解消率 73 1 828 737 % b С 1 市営住宅管理事業 市営住宅等使用料収入率 99.53 99.55 99.35 b I 4.593.967 事業別の行政 本市財政支出 4.868.984 4,129,146 (4,607,108 千円 1) (2) サービスコスト (直接事業費) (4,899,155) (4,138,416) すまいの相談窓口における相談件数 458 500 644 а ハウジングサロンにおける Α 住宅相談・マンション管理相談件数 2 パートナーシップ事業 659 640 702 件 (R4年度までは(一財)川崎市まちづ а くり公社による事業) 事業別の行政 本市財政支出 12 989 21,221 21 798 千円 2) (1)サービスコスト (直接事業費) (17,808) (31,148)(32,695)公社管理物件への入居率 970 959 97.7 Α 賃貸住宅管理事業 T (3) 事業別の行政 本市財政支出 1 606 1 155 1.199 千円 2) (1)サービスコスト (直接事業費) (527,910) (502,863)(503,563)2. 経営健全化に向けた取組 現状値 目標値 取組No 項目名 指標 単位 達成度 評価 ·達成状況 (令和3 (2021)年度) (令和5 (2023)年度) (2023)年度) 経常収支比率 102.5 100 104.4 а 1 財務状況維持 Α Ι 賃貸管理事業及び民間提携住宅管 715,573 711,743 千円 734.247 а 理事業の事業収益 3. 業務・組織に関する取組 現状値 目標値 実績値 今後の取組の 取組No 項目名 単位 達成度 指標 (令和3 (2021)年度) (令和5 (2023)年度) 評価 •達成状況 (2023)年度) 経営基盤の安定化に向け 個人情報の取扱い事故の発生件数 0 0 а た個人情報資産の保全 人事評価の評点が標準点以上をとっ (2) 人材育成 97 30 96 10 98 48 % а Α Ι た職員の割合

(行政サービスコストに対する達成度については、1). 実績値が目標値の100%未満、2). 実績値が目標値の100%以上~110%未満、3). 実績値が目標値の110%以上~120%未満、4). 実績値が120%以上)

(※2)【A. 目標を達成した、B. ほぼ目標を達成した、C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった、D. 現状を下回るものが多くあった、E. 現状を大幅に下回った】

(※3)【(1). 十分である、(2). 概ね十分である、(3). やや不十分である、(4). 不十分である】

(※4)[Ⅰ. 現状のまま取組を継続、Ⅱ. 目標の見直し又は取組の改善を行い取組を継続、Ⅲ. 状況の変化により取組を中止]

<sup>(※1)【</sup>a. 目標値以上、b. 現状値以上~目標値未満、c. 目標達成率60%以上~現状値未満、d. 目標達成率60%未満】



## 法人及び本市による総括

- 【令和4(2022)年度取組評価における本市の総括コメントに対する法人の受止めと対応】
  ・「川崎市住宅基本計画」に位置付けられた公社の役割を踏まえ、市営住宅や公的賃貸住宅の管理運営を適切に行いました。
  ・令和5年度からハウジングサロンの運営を開始しました。また、ハウジングサロンの新たなサービスとして、「すまいの相談窓口」の拠点である公社川崎事務所への出張相談や、相談者が自宅からパソコン等で相談できるオンライン相談を開始しました。
  ・令和4年度の個人情報の事故を受け、取扱ルールの遵守と研修内容の充実を図り、再発防止と適正な個人情報の保全に取り組みました。
- ・川崎市と連携し、川崎市の住まいに関する施策の推進及び公社の主体的な取組の推進等に努めました。

【令和5(2023)年度取組評価の結果を踏まえ、本市が今後法人に期待すること、対策の強化を望む部分など】

- ・本市施策推進に向けた事業取組については、目標を概ね達成していることから、「川崎市住宅基本計画」に位置付けられた公社の役割を踏まえ、事業を 実施することができたものと考えています。
- ・業務・組織に関する取組についても、目標を達成していることから、引き続き、適正な個人情報の保全、人材育成に取り組んでいただきたいと考えていま
- ・今後も引き続き、市と住宅政策を連携して実施する重要なパートナーとして、住宅事業者としてのノウハウを活かした住まいや住環境の質の向上に向けた 先導的な取組の実施など、住まいに関する公社の主体的な施策推進等について期待します。

法人名(団体名) 川崎市住宅供給公社 **所管課** まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課

### 1. 本市施策推進に向けた事業取組①(令和5(2023)年度) 市営住宅管理事業 計 (Plan) 圃 市営住宅等における大規模修繕等の計画的な維持管理、入居者の円滑な移行や地域での居住安定に向けた取組及 現状 び的確な滞納対策の実施による適正な債権管理等、公営住宅法に基づき、住宅困窮世帯等に対する適切な市営住宅の 提供を図ることが求められています。 川崎市の管理代行者として、公営住宅法に基づき中立・公平な立場に立ち、真に住宅に困窮している世帯に対して多く の入居機会が与えられるように、適切な入居管理を行います。また、これまでの管理ノウハウを活かし、適切な修繕・維持 行動計画 管理を進めるとともに、これからの市営住宅の管理に求められる事項として、民間賃貸住宅等への移行のサポートや入 居者と地域の支援の担い手とのつながりづくりに取組み、市の住宅施策と連携した「市営住宅管理事業」を推進します。 ・川崎市営住宅管理業務仕様書に基づき、市営住宅維持管理業務及び市営住宅修繕業務を効率的かつ適正に実施しま ・入居者募集業務については、令和元年度から実施している年4回の定期募集及び常時募集を継続して行い、定期募集 で入居に至らなかった住戸を速やかに常時募集に移行するとともに、辞退住戸や募集保留住戸等を迅速に把握すること などにより、空家解消率の向上に努めます。 ・入居募集制度の改正について、ホームページへの情報掲載や窓口での案内など周知を適切に行い、令和6年度の施 行に向けて市と連携して準備を進めます。 ・使用料滞納整理業務については、電話、戸別訪問及び面談等により滞納者の属性、家族構成、生活状況及び収入状 況等を把握し、使用料の納付を継続できるかを判断し、必要に応じて各福祉部局等と連携を図りながら対応を行います。 また、使用料の徴収を確実に行うことを目的とし、引き続き口座振替の推進や収入申告書の提出を働きかけ、生活保護 世帯へは代理納付制度の案内を積極的に行うことにより、使用料収入率の向上に努めます。 具体的な取組内容 ・入居中における単身死亡や承継無資格者等、未手続案件への早期対応に加え、迷惑行為者に対し迅速な対応を行う ことで、市営住宅の使用における適正化を図ります ・民間賃貸住宅等への移行のサポート体制の構築に向けて、移行後も入居者が安定した収入が確保できるよう求職者等 の相談先であるだいJOBセンターとの勉強会に参加するとともに、自立した生活に課題を抱える高齢者や障害者等が入 居を継続するための支援を実施し、併せて、こうした方々の民間賃貸住宅や施設等への移転支援を円滑に行うため、地 域包括支援センター長会議へ参加するなど関係部署等との連携強化を図ります ・公社独自の支援策として、地域包括支援センター等との連携により実施した交流会や勉強会の事例を、他の市営住宅

自治会へ周知・PRする手法を検討し、市営住宅自治会と地域とのつながりづくりを推進します。また、自治会の円滑な運営に資するよう令和4年度に作成し配布を行った自治会活動の手引きについて、各自治会へ効果や必要となる掲載内容

などについてアンケート等を実施し、ニーズ等を把握の上、改訂に向けた整理・検討等を行います。

### 実施結果(Do) 【指標1関連:空家解消率】≪目標値82.8%/実績値73.7%≫ 空家解消率向上のため、定期募集(年4回実施)における入居辞退住戸、公募割れ住戸及び募集保留住戸等を適宜把握するとともに、 早い段階で常時募集候補住戸として川崎市へ提案し、迅速に募集を行うことで空家解消に努めました。 【指標2関連:市営住宅等使用料収入率】≪目標値99.55%/実績値99.35%≫ 次の取組により、滞納金額の縮減及び滞納期間の短縮に努めました。 ①滞納の未然防止の取組 ジルボッスにあり上でる。 ・新規人居者においては、入居手続時に使用料の口座振替による納付について説明し、滞納者においては、登録口座変更を含めた確 実な振替納付指導を行い、生活保護受給者においては、代理納付制度活用を促進し、滞納の未然防止に努めました。 ・収入申告書の未提出や減免申請書の更新漏れ等に起因する使用料の高額化を未然に防ぐため、電話、文書及び戸別訪問等により提 出を促し、滞納の未然防止に努めました ・住宅使用者の状況に応じて、各区役所の地域みまもり支援センター(高齢・障害課、保護課)、地域包括支援センター等と連携し、情報 共有を行いながら対応方法を協議することで、滞納の未然防止に努めました。 ②滞納者に対する取組 ・使用料1か月分の滞納者に対しては、滞納を把握次第、電話督促及び戸別訪問を迅速に行うことで滞納の早期解消に努めました。 ・使用料2か月分以上の滞納者に対しては、日中の電話督促及び戸別訪問を行うことと併せ、適宜、夜間での電話督促等を行うことによ り早期解消に努めました。また、滞納者の生活状況により、必要に応じて各区役所の地域みまもり支援センター(高齢・障害課、保護 課)、地域包括支援センター等と連携を図り、状況に応じた福祉的配慮を踏まえ、計画的に滞納解消に努めました。 本市施策推進に向けた 活動実績 ①川崎市営住宅管理業務仕様書に基づき、エレベーター保守点検、給水設備管理、各法定点検、大規模改修工事及び空家修繕等を適 正に実施しました ②入居募集制度改正(令和6年度施行)に向けた取組として、川崎市と定例的に打合せを行い改正後の募集のしおりの素案を作成しま した。また、システム改修に伴う確認作業などを川崎市と連携しながら行いました ③民間賃貸住宅等への移転サポートの体制構築に向けて、入居者が移転先をスムーズに探すことができる環境を構築できるよう、求職 者等の相談先であるだいJOBセンターへの橋渡しを行いました。 ④収入申告未提出の高齢単身世帯等へ公社職員が訪問することに加え、地域包括支援センター長会議に出席し、市営住宅管理業務 の協力を依頼するなど、高齢化の進む市営住宅における入居継続支援が円滑に行えるよう、体制構築に努めました。 ⑤公社独自の自治会支援策 ・令和5年3月に配布した「自治会活動の手引き」について、効果を検証するためアンケート調査を実施し、調査結果については川崎市と 共有し、改訂版の発行に向けて課題を整理しました 地域包括支援センター等との連携により、実施した交流会や勉強会の事例を「川崎市営住宅自治会運営レポート」としてチラシを作成 し、他の市営住宅自治会へ配布するなど周知・PRを行いました。

評	評 価(Check)										
本市	施策推進に関する指標		目標・実績	R3年度 (現状値)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位		
	空家解消率		目標値		80.3	82.8	85.3	87.8			
1	年度当初における3 説明 年度内に使用許可 割合		実績値	73.1	83.2	73.7			%		
	市営住宅等使用料収入率 住宅使用料(現年度分)の収入率 説明 ※R4~7年度の個別設定値: 99.29%過去の平均値)		目標値		99.54	99.55	99.55	99.56			
2			実績値	99.53	99.51	99.35			%		
指標1 に対する達成度			a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上~目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上~現状値(個別設定値)未満								
	指標2 に対する達成度		d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載								

### 法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

### 【指標1】

・ 令和5年度当初の空家住戸76戸について継続的に定期募集を行い、そのうち、56戸使用許可を行うことができましたが、年度内の入居に至らない住 戸が20戸残る結果となりました。これは、令和5年度の定期募集において再募集や再々募集したものの、入居辞退の案件や書類の不備等による失格の 案件があったことによるものです。空家の早期解消については、更なる対応策を検討し、改善を図ります。

目標値達成には至りませんでしたが、滞納が発生した際には速やかに電話や戸別訪問による支払催告を行い、必要に応じて夜間の催告や分割納付計 画のための面談等を行い、滞納の早期解消及び長期化防止に取り組みました。個別設定値(H29~R3実績の平均値)以上の収入率を確保することがで きました。

C

本市に よる評価

## 達成状況

### A. 目標を達成した

区分

- B. ほぼ目標を達成した
- C. 目標未達成のものがあるが -定の成果があった
- D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った

指標1については、辞退住戸があった影響などにより、目標値を達 成できなかったものの、対象空住戸の効率的な定期募集の実施等に

より現状値を超える実績値となったため。

指標2については、目標値達成には至らなかったものの滞納発生時 の速やかな支払催告などの滞納の早期解消に関する取組により個別 設定値以上の収入率の確保を図ることができており、一定の成果が あったため。

区分選択の理由

行政 <sup>·</sup>	サービ	スコスト		目標・実績	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	事業別の行政サービスコスト			目標値		4,822,911 (4,853,082)	4,868,984 (4,899,155)	4,984,186 (5,014,357)	4,802,446 (4,832,617)	<b>4</b> m
	説明 本市財政支出 (直接事業費)			実績値	4,593,967 (4,607,108)	4,503,105 (4,504,586)	4,129,146 (4,138,416)			千円
行政サービスコスト (に対する達成度 1)			2). 実績値が 3). 実績値が	1). 実績値が目標値の100%未満 2). 実績値が目標値の100%以上~110%未満 3). 実績値が目標値の110%以上~120%未満 4). 実績値が目標値の120%以上						

## 法人コメント(行政サービスコストに対する達成度について)

本行政サービスコストの内訳は、大半を工事費とした構成であり、工事の内容は川崎市営住宅等ストック計画等に基づく大規模修繕、入居者の退去に 伴う修繕やそのほかの一般修繕等によるものであり年度毎に増減しますが、令和5年度は計画策定時における実施予定工事との差異があったことなど から、目標値比較で739,838千円縮減しました。

また、市営住宅管理業務仕様書に基づき業務を適正に行いながら、修繕費の縮減に向け外壁、屋上防水及び手摺改修の複数工事を同時に計画して いる住宅の工事については、発注時期等を調整し足場を共通使用することで仮設費を縮減するなど、行政サービスコストの目標値の範囲内において、業 務を執り行いました。

本市に よる評価

## 費用対効果 (「達成状況」と「行 政サービスコストに 対する達成度」等を 踏まえ解価)

- 十分である
- (2). 概ね十分である (3). やや不十分である

区分

(4). 不十分である

## 区分選択の理由

空家解消率については目標に届かなかったものの、市営住宅等使 用料収入率については、個別設定値を達成することができ、行政サ-ビスコストについても目標値を達成したため。

改 善(Ac	改 善(Action)									
	方向性区分		方向性の具体的内容							
実施結果(Do) や評価(Check) を踏まえた 今後の取組の 方向性	I. 現状のまま取組を継続 Ⅲ. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 Ⅲ. 状況の変化により取組を中止	II	入居募集制度改正に伴う募集業務を適正に実施するとともに、通年の常時募集を引き続き 実施し、加えて、空住戸を定期募集で再募集する際のスケジュール見直しなどの空家解消率 の向上に向けた更なる対応策を検討の上、取組を実施します。 また、使用料収入率向上のため、滞納の未然防止対策を継続して行い、滞納者に対しては、 その者の生活状況などに応じ、関係部署等との連携を図りながら粘り強く対応していきます。							

法人名(団体名) 川崎市住宅供給公社	所管課	まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課
--------------------	-----	--------------------

## 本市施策推進に向けた事業取組②(令和5(2023)年度) パートナーシップ事業 画 (Plan) 「空家の増加」や「住宅確保要配慮者の増加」などの住宅政策を取り巻く現状と今後重視すべき課題を踏まえ、「既存住 現状 宅の活用強化と流通促進」や「重層的セーフティネットの構築」等に向けた取組が必要となっています。令和3(2021)年度 時点で、「居住支援事業」「すまいの相談窓口業務」「居住支援協議会事務局業務」を実施しています。 住宅政策を川崎市と連携して実施するパートナーとして、市民の多様なニーズに応えるため、公共と民間の中間的組織 としての特性を活かし、抱える課題が複雑化する住宅確保要配慮者等からの相談に対して、福祉部局や支援団体、不動産団体との連携の中心となって、必要な支援に繋ぐ役割を担うなど、「パートナーシップ事業」の推進を図ります。 行動計画 ・居住支援事業については、制度利用希望者等に対する説明や相談対応業務の実施、利用者の管理及び保証履行発生 時の協力不動産店や保証会社等との事務手続を実施します。 ・あんしん賃貸支援事業では、物件情報や市の実施する支援情報の提供等により入居機会の確保に繋げるとともに、必 要に応じて賃貸借契約手続等の転居等に必要な支援を実施します。 ・居住支援協議会の相談窓口としての役割を担うすまいの相談窓口については、住宅確保要配慮者、その親族、支援者 等からの相談に対し、福祉的支援が必要と判断した場合は、サポート団体等と連携して相談に応じるとともに、入居可能 な物件情報の提供強化に向けてサポート店とのヒアリングを継続して実施し、緊密に連携することで、住み替え等の実現 に向けて取り組みます。その他、市内における空家の利活用、管理、売却に関する相談に対しては、情報提供を行うほか、要望に応じて連携する専門家団体と当該空家情報を共有し、相談内容の解決に向けた取組を推進します。 具体的な取組内容 ・居住支援協議会事務局業務については、川崎市との共同事務局として、会議やセミナー開催に係る連絡調整及び運営業務、支払業務、国庫補助申請等に係る事業費管理業務等を実施します。 ・令和5年4月に一般財団法人川崎市まちづくり公社から事業を引き継いだハウジングサロンについては、マンション管理 や住宅リフォーム等の無料相談(アドバイザー派遣を含む。)、年2回のマンション管理基礎セミナー等の取組を継続して 実施します。また、10月の中原区への移転と併せて、川崎区のすまいの相談窓口やオンラインでの相談を開始します。 れらの取組について、公社ホームページに掲載するとともに、案内チラシを区役所等に配架等して利用を促します。

## 実施結果(Do) 【指標1関連:すまいの相談窓口における相談件数】≪目標値500件/実績値644件≫ ①居住支援事業については、制度利用希望者等に相談、説明等の対応を行い、協力不動産店や保証会社に対しては申込・保証履行時 等の事務手続を実施しました。 ②あんしん賃貸支援事業については、協定を締結している支援団体を通じて、外国人の内覧同行、契約立会い等の入居支援を実施し ③すまいの相談窓口運営事業では、川崎市居住支援協議会の入居支援相談窓口として住み替え相談業務及び空家相談業務を実施し

ました。川崎市居住支援協議会の会員である不動産団体や関連機関(だいJOBセンター、基幹相談支援センター等)と連携を図り、相談者の希望に沿った住み替え先や相談先等を適切に案内することができました。 ④相談体制の強化として、川崎市と共同で以下の取組を実施しました。

係る業務については、事務費管理等の業務を実施しました。

・川崎市北部において、困難事例について物件の提供実績があるサポート店(不動産店)へヒアリング調査を実施し、物件提供・マッチン グが実現するための対応策を検討し、相談者の状況に応じてサポート店を直接案内する等、柔軟な対応が可能になるよう調整しました。 また、昨年度に引き続き、職員の能力向上・窓口体制の強化を目的として、川崎市居住支援協議会の会員である居住支援団体2団体と 連携し、住まいだけではない複合的な課題を抱え成約に至らない相談者への助言や支援を実施することで、専門的・福祉的な視点の知 見を得ることができました。

・川崎市自立支援協議会と共同し住宅確保要配慮者の居住支援等に関する事例検討を行うなどの取組により、連携体制の強化を図り 主1.7-

・空家の相談についても、相談窓口のチラシの配布等の周知に努めた結果、50件相談があり、そのうち8件を専門家団体へ、8件を残 置物処分等の空家相談協力事業者につなげ、その他市役所の適切な部署の案内を15件実施する等、相談内容の解決に向けた取組を ⑤居住支援協議会事務局業務については、会議やセミナー等に関する連絡調整や運営業務、支払業務を実施し、国庫補助金申請等に

### 本市施策推進に向けた 活動事績

【指標2関連:ハウジングサロンにおける住宅相談・マンション管理相談件数】≪目標値640件/実績値702件≫

①一般財団法人川崎市まちづくり公社からのハウジングサロン運営事業の移管(R5.4月)及びハウジングサロンの高津区(溝の口)から 中原区(武蔵中原)への移転(R5.10月)を円滑に実施しました。移管及び移転については、チラシを作成し、かわさき情報プラザ、各区役所・市民館・図書館等に配架する等、周知・広報を実施しました。ハウジングサロン運営については、NPO法人と連携し、住宅相談248件(うち、住まいアドバイザー派遣現地相談31件)を実施 しました。係争に関する相談8件(住宅相談4件、マンション管理相談4件)に対して、神奈川県弁護士会の「川崎すまいる相談」を案内し

ソコン等で相談できるオンライン相談(実績O件)を開始しました。

### 【その他】

専門家講師による第1回マンション管理基礎セミナーを「長期修繕計画と大規模修繕工事について」というテーマで講義方式と動画配 等月が時間にある。 信方式で実施しました。参加者数159名(会場参加者77名、視聴者数推計82名)中83名の方からアンケートの回答があり、18名から 「とても役に立った」、56名から「役に立った」との回答をいただきました。第2回マンション管理基礎セミナーも「適正な理事会運営につい て~マンション管理センターに寄せられた相談事例から~」をテーマで講義方式と動画配信方式で実施し、参加者数131名(会場参加者60名、視聴者数推計71名)中76名の方からアンケートの回答があり、17名から「とても役に立った」、51名から「役に立った」との回 答をいただきました

評	評 価(Check)											
本市	施策技	推進に関する指標		目標·実績	R3年度 (現状値)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位		
	すまし	いの相談窓口におけ	る相談件数	目標値		500	500	500	500			
1	説明 付件数 対ける相談窓口における相談受			実績値	458	534	644			件		
	ハウジングサロンにおける 住宅相談・マンション管理相談件数 (R4年度までは(一財)川崎市まちづくり公 社による事業)			目標値			640	640	640	件		
2	ハウジングサロンにおける 説明 住宅相談・マンション管理相談の相 談受付件数			実績値	659	552	702					
指標1 に対する達成度 a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上~目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上~現状値(個別設定値)未満												
	に対	指標2 対する達成度	а	2 4 124 12	d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載							

## 法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

すまいの相談窓口運営事業については、関係機関等への周知啓発、だいJOBセンターとの連携強化を更に進めたことにより、窓口の認知度が向上し たものと考えられ、相談件数は目標値を上回りました

空家相談についても、ホームページやチラシ等により、認知度が向上したものと考えられ、相談件数や専門家団体への連携件数が増加しました ハウジングサロン運営事業については、ホームページやチラシ等による周知・広報により、移管及び移転が円滑に実施できました。住宅相談では、設 計・工事業者の選定に関する相談が減少し、擁壁・外構に関する相談が増加しています。マンション管理相談では、長期修繕計画に関する相談が増加しています。相談件数総数については、移管・移転の周知・広報と相まって増加しましたが、住まいアドバイザー派遣現地相談(マンション管理相談)件数は 減少しました。減少理由としては、資材高騰・作業員不足等により工事費が増額となり工事を先送りする管理組合が増加したため、現地での具体的な相 談には至らず、窓口相談に留まっていると考えられます。

また、令和5年10月からハウジングサロン運営事業の新たなサービスとして、すまいの相談窓口(川崎区)での住宅・マンション管理相談や、相談者が 自宅からパソコン等で相談できるオンライン相談を開始しました。オンライン相談については、現時点での実績がないため、ホームページ等で周知を図っ ていきたいと考えています。

# 本市に よる評価

## 達成状況

A. 目標を達成した

区分

- B. ほぼ目標を達成した
- C. 目標未達成のものがあるが
- 定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった
- E. 現状を大幅に下回った

指標1のすまいの相談窓口運営事業における相談件数は目標値を 上回り、さらに、居住支援協議会の窓口として、不動産団体や居住支 援団体等と連携しながら、住宅確保要配慮者の居住安定確保等のた め、相談者に必要な調整を行った。また、空家相談についても、前年 から15件増加し、専門家団体へ8件、空家相談協力事業者へ8件つ なげるなど、空家所有者の要望に沿った対応ができたため。

区分選択の理由

指標2のハウジングサロン運営事業における相談件数は目標値を 上回り、さらに令和5年10月からは新たなサービスとして、すまいの 相談窓口(川崎区)での住宅・マンション管理相談を開始するなど、市 民サービス向上に寄与したため。

行政	行政サービスコスト			目標・実績	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	事業別の行政サービスコスト		目標値		12,203 (18,227)	21,221 (31,148)	21,221 (31,148)	21,221 (31,148)	千円	
本市財政支出 (直接事業費)			実績値	12,989 (17,808)	12,203 (21,881)	21,798 (32,695)			113	
1). 実績値が目標値の100%未満 2) 2) 2) 2) 1. 実績値が目標値の100%以上~110%未満 3). 実績値が目標値の110%以上~120%未満 4). 実績値が目標値の120%以上										

## 法人コメント(行政サービスコストに対する達成度について)

「すまいの相談窓口業務」、「ハウジングサロン運営事業」、「住まいアドバイザー派遣事業」について、目標値の範囲内で実施しました。 「居住支援事業」については、困難事例及び相談件数の増加などにより、委託費が増額となり、パートナーシップ事業全体の本市財政支出は、目標値の 範囲を超えました。なお、居住支援協議会事務局業務については、市からの委託事業ではないため、委託費には含まれておりません。



# 費用対効果 (「達成状況」と「行政 サービスコストに対 する達成度」等を踏 まえ評価)

- (4) 不十分である
  - (1). 十分である (2). 概ね十分である (3). やや不十分である

区分

行政サービスコストは目標値を超えましたが、本市施策推進に関す る指標の目標値を上回るとともに、住宅政策を市と連携して実施する パートナーとして、市民の多様なニーズに応えるため、一般社団法人 川崎市まちづくり公社からハウジングサロン運営事業を引き継ぎ、住 まいの総合相談窓口の実現に向けた取組として、新たに「すまいの相 談窓口」(川崎区)での住宅・マンション管理相談を開始するなど、公 社の特性を活かした事業を実施したため。

区分選択の理由

### 改 (Action)

実施結果(Do)
や評価(Check)
を踏まえた
今後の取組の
方向性

- 現状のまま取組を継続 Ⅱ. 目標の見直し又は取組の改
- 善を行い、取組を継続 Ⅲ. 状況の変化により取組を中止

方向性区分

方向性の具体的内容

パートナーシップ事業については、川崎市の住宅・まちづくり施策の推進のため、川崎市と連 携をしながら適正な業務・運営を引き続き実施していきます。

## 本市施策推進に向けた事業取組③(令和5(2023)年度) 賃貸住宅管理事業 計 画 (Plan) ・住宅供給公社が管理している賃貸住宅については、公的賃貸住宅として子育て世帯や高齢者世帯住宅として有効活用 されています。引き続き、市民ニーズに合致した住宅政策実施のパートナーとして住宅供給公社の管理する良質な住宅 について求められる役割は大きくなっていくと考えています。 現状 ・一方で、管理している賃貸住宅の築年数は20年を経過している物件が多く、現在の高い入居率を維持していくためには 設備のリニューアル等の空家対策に取組んでいく必要があります。 住宅供給公社が管理をしている賃貸住宅について、空家対策や適切な建物管理等を実施することにより、現在の高い 行動計画 入居率を維持します。 公社ホームページ、大手不動産ポータルサイト、WEB広告等を利用して物件情報を発信するとともに、斡旋事業者を積 極的に活用しながら空家の早期解消を図ります。 また、住宅については、防犯カメラの新設、光配線の追加導入、設備の更新、ごみ置き場の改修、共用部照明のLED化 具体的な取組内容 等のほか、空家募集時には多様な入居者ニーズに対応するため、必要に応じてビルトイン式キッチンの導入、間取りの変 更等を行いながら入居率の維持を図ります。

## 実施結果 (Do)

【指標1関連: 公社管理物件への入居率】≪目標値95.9%/実績値97.7%≫ 高い入居率を維持するため、公社ホームページの空家情報を適時適切に更新するとともに、WEB広告の配信や協力 不動産店を通じて大手ポータルサイトに空家情報を掲載するなど、広く情報発信する取組を行いました。

### 本市施策推進に向けた 活動実績

また、協力不動産店を活用し、空家の斡旋等を広く行うことで、空家の早期解消に努めました。
公社所有物件については、インターネット回線に光配線導入、ごみ置き場の改修、防犯カメラの更新、モニター付きイン ターホンの導入、共用部照明のLED化等のほか、温水洗浄便座の設置、エアコンの設置等を行い、物件価値の向上を図 ることで、入居促進を図りました。

【その他】

高齢者向け優良賃貸住宅の家賃補助金計算等に必要なシステム保守、家賃補助金交付申請に係る報告書類の作成 等を適切に実施しました。

評	評 価(Check)										
本市施策推進に関する指標			目標·実績	R3年度 (現状値)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位		
	公社管	管理物件への入居率		目標値		95.9	95.9	95.9	95.9		
1	1 説明 公社管理賃貸物件への入居率		への入居率	実績値	97.0	96.6	97.7			%	
	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上~目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上~現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載										
			法人	コメント(指標に	対する達成度も	やその他の成果	等について)				

空家募集については、公社ホームページの更新、WEB広告の配信、協力不動産店の活用及び大手ポータルサイトへの情報掲載などにより、広く空家 全家券集については、公社ホーム・マンズが、いたのは、いたのでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのでは、からのでは、会社

の設置など、物件力の向上を図ることで、入居率の向上につなげることができました。

		区分		区分選択の理由
本市による評価	達成状況	A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが 一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	A	積極的な広報や民間不動産店との連携、リノベーション工事等を実施した結果、入居率が目標値を上回る97.7%を達成し、公社管理物件の入居率向上と適切な管理に寄与したため。

行政サービスコスト			目標·実績	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位			
		事業別の行政サービスコスト			目標値		1,155 (502,863)	1,155 (502,863)	1,155 (502,863)	1,155 (502,863)	千円	
Ľ	説明 本市財政支出 (直接事業費)		実績値	1,606 (527,910)	1,155 (511,157)	1,199 (503,563)			713			
行政サービスコスト (に対する達成度 2)				2)	2). 実績値が 3). 実績値が	1). 実績値が目標値の100%未満 2). 実績値が目標値の100%以上~110%未満 3). 実績値が目標値の110%以上~120%未満 4). 実績値が目標値の120%以上						

## 法人コメント(行政サービスコストに対する達成度について)

特定優良賃貸住宅事業等の一部業務委託契約に基づき、高齢者向け優良賃貸住宅の家賃補助金計算等に必要なシステム保守、家賃補助金交付申 請に係る報告書類の作成等業務について、人件費増額により、目標値の範囲を超えましたが、委託費内で実施しました。

本市に よる評価

	区分		区分選択の理由
する達成度」等を踏まる課価)	<ul><li>(1). 十分である</li><li>(2). 概ね十分である</li><li>(3). やや不十分である</li><li>(4). 不十分である</li></ul>	(1)	行政サービスコストは目標値を超えましたが、本市施策推進に関する指標の目標値を上回るとともに、賃貸市場の動向を把握し、積極的な広報や民間不動産店との連携を行い、公社管理物件の適切な管理や入居率向上に向けた取組を実施したため。

改 善(Ad	改 善(Action)								
	方向性区分		方向性の具体的内容						
実施結果(Do) や評価(Check) を踏まえた 今後の取組の 方向性	I. 現状のまま取組を継続 Ⅲ. 目標の見直し又は取組の改善きを行い、取組を継続 Ⅲ. 状況の変化により取組を中止		賃貸住宅管理事業は、公社の事業収益を確保する主要事業であるため、お客様のニーズ及び賃貸市場動向を適切に把握した上で、空家対策や賃貸住宅管理を適切に行うことで、引き続き高い入居率の維持に向けて取り組んでいきます。						

法人名(団体名)	川崎市住宅供給公社	所管課	まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課

2. 経営健全化に向けた取組①(令和5(2023)年度)							
項目名	財務状況維持						
計画(Plan)							
現状	出資法人に求められる「自主的・自立的な経営」を実現するべく、安定的な事業運営を目指し、安定的に収益を上げながら、経常収支比率は、100%以上を維持しています。						
行動計画	今後も安定的な事業運営を目指し、各事業を維持しながら、経常収支比率について、100%以上を維持します。また、賃貸管理事業及び民間提携住宅管理事業の事業収益については、令和4(2022)年度から令和7(2025)年度の公社賃貸住宅や施設等の経営状況、民間提携住宅管理事業の管理戸数の見通しをもとに各年度の事業収益を設定し、その数値を目標とします。						
	現在の良好な財務状況を維持するため、次の取組を継続します。 ・毎月の収支やキャッシュフロー等の把握、予定財務との比較、分析によりコストの管理、圧縮を図る。 ・効率性向上のため業務の継続的な見直し及びシステムの検討を進める。 ・債券の購入等による安定的かつ効果的な資金運用						
具体的な取組内容	賃貸住宅・民間提携住宅管理事業の事業収益確保のため、次の取組を継続します。 ・公社ホームページ、大手不動産ポータルサイト、WEB広告等を利用した物件情報の発信及び斡旋事業者の積極的な活用により空家の早期解消を図る。 ・住宅への防犯カメラの新設、光配線の追加導入、設備の更新、ごみ置場の改修、共用部照明のLED化等により多様な入居者ニーズへ対応する。 ・空家募集時、必要に応じビルトイン式キッチンの導入、間取りの変更等を行い入居率の維持を図る。						

実施結果(Do)	
経営健全化に向けた 活動実績	【指標1関連:経常収支比率】≪目標値100%/実績値104.4%≫ 安定的な事業運営の実現のため、次の取組を進めました。 ①予実管理として、予定財務上の数値と実際の数値の比較を毎月行い、経営状況の把握に努めました。 ②業務の効率化のため、勤怠管理のシステム化や入札手続のオンライン化に向けた準備を進めました。(令和6年度実施予定) ③債券(川崎市グリーンボンド等)の購入により、安定的かつ効果的な資金運用を行いました。 【指標2関連:賃貸管理事業及び民間提携住宅管理事業の事業収益】≪目標値711,743千円/実績値734,247千円≫賃貸管理事業及び民間提携住宅管理事業の事業収益の確保には、公社管理物件の高い入居率を維持する必要があるため、公社ホームページの更新、WEB広告の配信、協力不動産店の活用及び大手ポータルサイトへの情報掲載などにより、広く空家情報を発信することで、賃貸住宅市場への露出効果を高めました。また、公社所有物件においては、入居促進策として、モニター付きインターホンの導入及び防犯カメラの更新のほか、インターネット回線の光配線導入や、温水洗浄便座及びエアコンを設置するなどし、高い入居率の維持に努めました。

評	評 価(Check)									
経営健全化に関する指標				目標·実績	R3年度 (現状値)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
	経常収	又支比率		目標値		100	100	100	100	
1	説明	事業活動の結果では それに費やした経常		実績値	102.5	103.3	104.4			%
	賃貸管理事業及び民間提携住宅管理事業 の事業収益		目標値		704,243	711,743	711,743	702,949	千円	
	2 説明 賃貸管理事業と民間提携住宅管理 事業の事業収益の合算額		実績値	715,573	715,439	734,247			TH	
指標1 に対する達成度 a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上~目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上~現状値(個別設定値)未満										
指標2 に対する達成度										

### 法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

### 【指標1】

予定財務上の数値と実際の数値の比較を毎月実施し、公社の経営状況や必要な資金の把握に努めたことで、安定的に事業を運営することができまし 【指標2】

空家については、公社ホームページの空家情報を適時適切に更新するとともに、WEB広告の配信や大手ポータルサイトに空家情報を掲載するなど、広く情報発信を行いました。また、入居促進策として、インターネット光配線の導入、ごみ置き場の改修、モニター付きインターホンの導入、共用部照明のLED化等のほか、温水洗浄便座の設置、エアコンの設置等を行い、高い入居率を維持することができ、事業収益を確保することができました。

本市に よる評価

達成状況	A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが 一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった
------	---

E. 現状を大幅に下回った

区分

予実管理や、発注時期等の調整や仮設費縮減などに努めたことにより安定的に事業を運営するとともに、WEB広告配信や大手ポータル サイトを活用した空家情報の発信、インターネット光配線の導入、温水 洗浄便座の設置等の様々な設備の充実といった入居促進策の実施 により、高い入居率を維持、事業収益を確保し、目標値を達成したた め。

区分選択の理由

#### 善 (Action) 改 方向性区分 方向性の具体的内容 実施結果(Do) や評価(Check) を踏まえた I. 現状のまま取組を継続 公社の安定的な経営を維持するため、予実の管理やコストの削減を行っていくとともに、賃貸 Ⅱ.目標の見直し又は取組の改 管理事業及び民間提携住宅管理事業の事業収益については、収益の確保に向け、高い入居 今後の取組の 善を行い、取組を継続 率の維持に取り組んでいきます。 Ⅲ 状況の変化により取組を中止

## 3. 業務・組織に関する取組①(令和5(2023)年度)

項目名

経営基盤の安定化に向けた個人情報資産の保全

### 計画(Plan)

現状

住宅供給公社は、賃貸住宅や市営住宅の管理等を行っており、様々な入居者管理業務を行う中で、多くの個人情報を取り扱っています。個人情報を取り扱う際には、間違いを起こさないように注意を払って業務を行っておりますが、令和2 (2020)年度に、誤送付するという事故を1件起こしてしまいました。

今後、同様の事故を起こさないように再発防止策を講じ、実施をしているところです。

行動計画

・個人情報の取扱い事故を起こさないよう、倫理規程の遵守や内部統制の徹底等を図ります。

・職員に対しては、社内で定めた再発防止策を徹底するとともに、日ごろから研修等を通して個人情報の適切な管理に関する意識の向上に努めます。

具体的な取組内容

定期的な研修や新規採用者への研修については、実効性を高めるため、過去の事故事例等を含めて引き続き実施します。また、各業務においては、個人情報取扱ルールの順守徹底のため所属長等からの声かけ、確認を行います。 【個人情報取扱ルールの例】

- ・書類を社外へ持ち出す場合は、出発時・帰着時に所属長等の確認を受ける。
- 書類を事務所間等で運搬する際は、所定の鍵付きバッグに入れて持ち運ぶ。
- ・書類を発送する際は、宛先及び通数を複数名で確認する。
- ・書類をメール又はファックス送付する際は、宛先を複数名で確認する。ファイルにはパスワードをつける。

また、プライバシーマーク取得のために策定した個人情報保護マネジメントシステム(PMS)に基づき、年1回の内部監査、就業する役員・職員全員への研修等を通じて、個人情報の適切な管理に対する意識の向上を図ります。

## 実施結果(Do)

. ..

【指標1関連:個人情報の取扱い事故の発生件数】≪目標値0件/実績値0件≫

これらの取組の結果、令和5年度は個人情報事故の発生がありませんでした。

全役職員に対し定期研修又は新規採用時研修を実施しました。研修においては過去の事故例や再発防止のためのルールを紹介し意識の向上を図りました。 また、日々の業務においては、個人情報取扱ルールを徹底するため、所属長等による確認や声掛けを行いました。

業務・組織に関する 活動実績

【その他】

令和5年度はプライバシーマークの更新年度であったため、定期的な内部監査等のほか、現地審査等の更新手続を行い、期間内にプライバシーマークの更新を完了しました。

## 評 価 (Check)

業	勞∙組織	に関する指標	目標·実績	R3年度 (現状値)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
	個人作	青報の取扱い事故の発生件数	目標値		0	0	0	0	
1	説明	個人情報の紛失や誤送付等の事故 件数	実績値	0	1	0			件

### 指標1 に対する達成度

a. 実績値が目標値以上

区分

- b. 実績値が現状値(個別設定値)以上~目標値未満
- c. 実績値が目標値の60%以上~現状値(個別設定値)未満
- d. 実績値が目標値の60%未満
- ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載

### 法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

令和4年度の個人情報の誤送付を受けて策定をした再発防止策や、その他の個人情報取扱ルールを遵守したことにより、年間を通して個人情報の紛失や誤送付等の事故を発生させずに業務を実施することができました。

Α

本市による評価

達成状況

A. 目標を達成した

а

- B. ほぼ目標を達成した
- C. 目標未達成のものがあるが 一定の成果があった
- D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った

個人情報取扱ルールを徹底し、個人情報の取扱い事故を発生させなかったため。

区分選択の理由

## 改 善 (Action)

I. 現状のまま取組を継続 Ⅱ. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 Ⅲ. 状況の変化により取組を中止

方向性区分

今後も個人情報の誤送付等の事故を発生させないよう、各取組を継続します。

方向性の具体的内容

## 業務・組織に関する取組②(令和5(2023)年度) 項目名 人材育成 計 画(Plan) 住宅供給公社では、公社独自の人事評価制度を導入しており、運用をする中で、適宜見直しを行っています。現在は 令和2(2020)年度に改定した人事評価制度に則り、職員一人ひとりの能力や実績について、各職位に求められる仕事を履行できているかを適正に評価し、評価結果を昇任や給与に反映しています。 現状 人事評価制度を実施するにあたっては、組織目標の設定、個人目標の確認や年度末評価を適切に行う必要がありま 行動計画 す。住宅供給公社では、目標管理委員会の設置や評価者面談を適宜行いながら、公平な人事評価となるよう努めます。 目標管理委員会は、委員会における組織目標の決定や個人目標の確認の結果を各所属へ確実に伝え、評価者は、目 具体的な取組内容 標設定時、中間フォロー時、年度評価時の各面談において組織・個人目標の共有や進捗の確認などを丁寧に行うことに より、人事評価制度を通じた各職員の着実な成長を図ります。

## 実施結果(Do)

### 業務・組織に関する 活動実績

【指標1関連:人事評価の評点が標準点以上をとった職員の割合】≪目標値96.10%/実績値98.48%≫ 目標設定面談や評価者面談等の目標管理のプロセスを通じ、個々の職員が自らの役割やゴールを認識し、目標を達成できるよう取り組みました。また、職務遂行時における教育に力を入れ、業務の継承やスキルの向上に努めました。 役員・部長で構成される目標管理委員会では、公正・適正な評価を行うため、委員が全ての職員の目標・評価結果を確 認し、必要な調整や検証を行いました。

### 【その他】

研修計画に定めた各研修(主任向け中堅職員研修、新任係長・部長研修、接遇研修、技術職員向け専門研修、個人情 報保護研修等)を実施し、職制に応じた能力や業務における知識の向上に努めました。

評価	(Check)
----	---------

業務・組織に関する指標			目標・実績	R3年度 (現状値)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
	人事評値 員の割る	西の評点が標準点 合	以上をとった職	目標値		96.05	96.10	96.15	96.20	
1	説明際	ト職(育児休業等): 戻き、人事評価の評 こをとった職員の割	F点が標準点以	実績値	97.30	98.59	98.48			%
		旨標1 「る達成度	a	c. 実績値が d. 実績値が	目標値以上 現状値(個別設) 目標値の60%以 目標値の60%末 重を設定している	上~現状値(個 満	別設定値)未満	·		

## 法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

A

評価者面談や職務遂行時におけるきめ細かなコミュニケーション、指導等に取り組んだ結果、目標値を達成しました。 また、令和5年度研修計画に基づき、各研修を計画的に実施し、職員の能力や業務知識の向上を図りました。

区分

## 本市に よる評価

達	成	状	況	

- 目標を達成した
- B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが
- 一定の成果があった
- D. 現状を下回るものが多くあった
- E. 現状を大幅に下回った

### 区分選択の理由

人事評価制度を適切に実施するとともに、研修計画に基づき各研修 を実施し、各職員の能力や業務知識の向上に努め、評価指標の目標 値を上回ったため。

## 善(Action)

- I. 現状のまま取組を継続 Ⅱ. 目標の見直し又は取組の改 善を行い、取組を継続
- Ⅲ. 状況の変化により取組を中止

方向性区分

人材育成への取組は、公社事業の推進や効率的な組織運営を図る上でも重要な課題の-つと認識しているため、引き続き職員及び公社全体の知識や技術の向上を図ります。

方向性の具体的内容

#### ●法人情報 (1)財務状況 収支及び財産の状況(単位:千円) 令和3(2021)年度 令和4(2022)年度 令和5(2023)年度 令和6(2024)年度 令和7(2025)年度 営業収益(事業収益) 4.905.78 4.823.612 4.517.799 営業費用(事業原価) 4 692 259 4.586.706 4.246.972 営業費用(販売費及び一般管理費) 77.816 78.778 84.221 うち減価償却費 142.864 149,139 152.357 益 営業損益 135,706 158,127 186,605 計 営業外収益 5,513 9,22 19,067 笛 営業外費用 23,033 13,959 13,918 経常損益 118,186 153,390 191,755 税引前当期純利益 115.02 152.820 191.755 税引後当期純利益 152.820 191.755 115.021 14,966,503 14,966,778 総資産 14.622.109 流動資産 3,953,659 5,429,225 4,163,387 固定資産 10,668,450 9,537,278 10,803,392 當 総負債 3,987,348 4,178,922 3,987,442 借 対 流動負債 1,402,920 1,563,884 1,362,484 照 固定負債 2.584.428 2.615.038 2 624 958 表 純資産 10,634,761 10,787,581 10,979,336 資本金 10,000 10,000 10,000 剰余金等 10,624,761 10,777,581 10.969.336 主たる勘定科目の状況(単位:千円) 令和3(2021)年度 令和4(2022)年度 令和5(2023)年度 令和6(2024)年度 令和7(2025)年度 事業収益 賃貸管理事業収益+民間提携住宅管理事業収4 715,573 715,439 734,247 事業原価 **賃貸管理事業原価+民間提携住宅管理事業原価** 545 313 530.085 526 727 総資産 賃貸事業資産 8.237.303 8.120.834 8.049.088 有利子負債(借入金+社債等) 令和4(2022)年度 令和5(2023)年度 令和6(2024)年度 本市の財政支出等(単位:千円) 令和3(2021)年度 令和7(2025)年度 補助金 5.506 負担金 委託料 4,608,375 4,517,943 4,155,907 指定管理料 貸付金(年度末残高) 損失補償・債務保証付債務(年度末残高) 出捐金(年度末状況) 10.000 10.000 10,000 (市出捐率) 100.09 100.0% 100.0% 財務に関する指標 令和3(2021)年度 令和4(2022)年度 令和5(2023)年度 令和6(2024)年度 令和7(2025)年度 流動比率(流動資産/流動負債) 281.89 347 2% 305 6% 有利子負債比率(有利子負債/純資産) 経常収支比率(経常収益/経常費用) 102.59 103.3% 104.4% 純資産比率(純資産/総資産) 72.79 72.19 73.49 経常費用に占める市財政支出割合 96.19 96.5% 95.8% ((補助金+負担金+委託料+指定管理料)/経常費用) 経常収益に占める市財政支出割合 93.5% 93.89 91.79 ((補助金+負担金+委託料+指定管理料)/経常収益) 本市コメント 法人コメント 本市が今後法人に期待することなど 現状認識 今後の取組の方向性 市からの委託料については、市営住宅修繕費(大規模修繕や 小中規模修繕)が大部分(約87%)を占めていますが、実費精算 所有する賃貸住宅については、引き続き適切な維持管理を行 うことで目標値である入居率95.9%以上を維持し、安定的な自主 収益に占める市の財政支出割合が高くなっていますが、市営 住宅の修繕費が大部分を占めており、また、修繕費は実費精算 としているため、公社の営業損益等には含まれていません。 令和4年度と比較して営業損益が改善された主な要因として は、令和4年度から管理を開始したスターブル中原の入居戸数 財源の確保につなげます。その他の事業においても、業務改善 等を図り安定的な財務状況を目指します。 また、パートナーシップ事業については、次年度以降も現在の のため公社の営業損益等には含まれていません。 適切な維持管理の実施と安定した人居率の確保により、前年 度を上回る営業捐益等を確保し、健全な経営を続けていると判 取組を引き続き実施するともに、新たに、すまいの相談窓口運営事業の住み替え相談のオンライン相談開始や、ハウジングサロン(中原区)での出張住み替え相談を開始することで、事業の充実を図ります。引き続き、収益性の低い公益的な事業につい の増加に伴い賃貸管理事業収益が増額となったことが挙げられ ています 今後も、所有施設のリノベーションや大規模修繕の適切な実 施、入居促進策の実施や複数媒体を使用した空家情報発信の 取組とともに、住まいに関する相談窓口の充実等により、「パー ても公社が一部費用を負担しながら実施することで、市民への還 ナーシップ事業」の推進を図ることを期待します。 元を図ります。 |(2)役員・職員の状況(令和6年7月1日現在) 非常勤(人) 常勤(人 (うち市派遣) (うち市OB) (うち市OB 合計 (うち市在職) 役員 0 0 0 6 職員 78 0 10 0 1 【備 者】 ●総役員に占める本市職員及び退職職員の割合が3分の1を超過していることについての法人の見解 今後の方向性

- ・これまでの出資法人改革の経緯と出資法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、令和4年3月に策定した「経営改善及び 連携・活用に関する方針(令和4年度~令和7年度)」に基づく、令和5年度の取組について評価を行いましたので 以下のとおり御報告いたします。
- ・本評価結果は、上記方針に基づく2年目の評価となるものであり、令和4年度取組評価において、新型コロナウイルス 感染症からの想定以上の回復状況により変更した目標値等を踏まえて取組を推進し、評価シートのPDCAサイクルを 着実に回していくことで、本市がこれまで取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」と本市の行政目的に沿った「 連携・活用」を図っていくことにつながっていくものとなります。

## 1 「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の実施経緯

- ・本市では、平成14年度の第1次行財政改革プランの策定以降、出資法人が担ってきた役割や事業について検証し出資法人の統廃合、市の財政的・人的関与の見直し等、効率化・経営健全化に向けた取組を実施してきました。
- ・**平成16年度には、「出資法人の経営改善指針」を策定**し、本市が取り組む課題と出資法人自らが取り組む課題を明らかにしながら、出資法人の抜本的な見直しや自立的な経営に向けた取組を推進してきました。
- ・今後も引き続き、効率化・経営健全化に向けた取組を進めていく必要がある一方で、厳しい財政状況の中で地域課題を解決していくに当たり、**多様な主体との連携の重要性が増している**ほか、国における「第三セクター等の経営健全化の推進等について」(平成26年8月5日付け総務省通知)等においても、「効率化・経営健全化」と「活用」の両立が求められるなど、出資法人を取り巻く環境が変化してきています。
- ・こうしたことから、本市がこれまで取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくという視点で、出資法人への適切な関わり方について、外部有識者から構成される「行財政改革推進委員会出資法人改革検討部会」からの提言等を踏まえ、平成30年度に前記指針について「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針」に改めました。当該指針において、各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」を策定し、毎年度、同方針に基づく各法人の取組の点検評価を実施していくこととしたところです。

## (参考)対象出資法人

No.	所管局名	所管部署名	法 人 名
1	総務企画局	シティプロモーション推進室	かわさき市民放送(株)
2	財政局	資産管理部資産運用課	川崎市土地開発公社
3	市民文化局	市民生活部多文化共生推進課	(公財)川崎市国際交流協会
4		コミュニティ推進部市民活動推進課	(公財)かわさき市民活動センター
5		市民文化振興室	(公財)川崎市文化財団
6		市民スポーツ室	(公財)川崎市スポーツ協会
7	経済労働局	経営支援部金融課	川崎市信用保証協会
8		観光·地域活力推進部	川崎アゼリア(株)
9		産業政策部企画課	(公財)川崎市産業振興財団
10		中央卸売市場北部市場管理課	川崎冷蔵(株)
11	健康福祉局	保健医療政策部	(公財) 川崎・横浜公害保健センター
12		長寿社会部高齢者在宅サービス課	(公財)川崎市シルバー人材センター
13		障害保健福祉部障害者社会参加·就労支援課	(公財)川崎市身体障害者協会
14	こども未来局	児童家庭支援·虐待対策室	(一財)川崎市母子寡婦福祉協議会
15	まちづくり局	総務部庶務課	(一財)川崎市まちづくり公社
16		総務部庶務課	みぞのくち新都市(株)
17		住宅政策部住宅整備推進課	川崎市住宅供給公社
18	建設緑政局	緑政部みどりの管理課	(公財)川崎市公園緑地協会
19	港湾局	港湾経営部経営企画課	川崎臨港倉庫埠頭(株)
20		港湾経営部経営企画課	かわさきファズ(株)
21	消防局	予防部予防課	(公財)川崎市消防防災指導公社
22	教育委員会	健康給食推進室	(公財)川崎市学校給食会
23		生涯学習部生涯学習推進課	(公財)川崎市生涯学習財団

## 2 「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の全体構成

- ・前記1のとおり、各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の策定とそれに基づく取組評価の趣旨は、本市がこれまで取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくというところに主眼があるため、その実施を担保する取組評価となっています。
- ・即ち、具体的な取組評価シートにおいては、まず「法人の概要」、「本市施策における法人の役割」、「現状と課題」、「取組の方向性」を明確にし、「4ヵ年計画の目標」を立て、「本市施策推進に向けた事業取組」と「経営健全化に向けた取組」、「業務・組織に関する取組」の各視点から取り組むべき事業・項目とその指標を設定し、当該達成状況とコストを伴うものは費用対効果の評価によって、今後の取組の方向性を導き、それらを総括して、市が法人に期待することや対策の強化を望む部分を明確にすることにより、上記趣旨を達成していく構成となっています(各取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方は次頁以降参照)。
- ・なお、法人情報として、各法人の収支と財産の状況、主たる勘定科目の状況、本市の財政支出、財務指標等も確認できるようにしています。

#### ≪取組評価シートの様式イメージ≫ 法人(団体名) 所管課 太市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する肌 経営改善及び連携・活用に関する取組評価 (1)财务状况 営業費用(売上原価 CHES 営業費用(販売費及び一般管理的 うち途価償却費 営業外収益 営業外費用 接人の無理 | 国代性 | 日毎日 | 内前性 | (今日 (今日 (903) | 1003) | 1003) | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 本事業集後進に向けた 財命内側 経常損益 事業名 報告の会合 合作化 (AD) 税引用当期利利 評 価(Check) 国宝管亲 流動負債 固定負債 5総合計画上関連す 204 (日本大学学者) 実績値が目標値以上 実績値が現状値(個別設定値)以上~目標値未満 実績値が目標値の50%以上~現状値(個別設定値)未満 実施機能が目標値の50%以上 部標は に対する協助政 関連する市の分野別別 3. 業務・組織に関する取 水市に よる評価 助比率(流動資産/流動負債) 現状と課題 事業別の行政サービスコスト (子自信比率(有利子自信/総資産 (収支比率(経常収益/経常費用 実積値 説明 本市財政支出 (直接事業費) (※2)「4 日標を連絡」た R ほぼ日標を連絡した C 日標を連絡の利のがあるが一定の修算があった D 物理を下回るものが多くあった F 物理を主義に下回った 00%未満 00%以上~110%未満 10%以上~120%未満 (※4)[I. 現状のまま取組を継続、I. 目標の見直し又は取組の改善を行い取組を継続、II. 状況の変化により取組を中止] (2)役員・職員の状況(令和6年7月1日現在) 取締の方向特 (会別5(2023)年度数銀銀癌の結果を除まえ 本市が会後法人に関係すること 対策の端化を従れ報分な - 現状のまま取締を継続 - 目標の見直し又は取締の改 者を行い、取組を継続

## (参考)経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

## ① 各取組の指標に対する達成度の選択の考え方

- ●各達成度の基本的な考え方
- a.実績値≥目標値 b.目標値>実績値≥現状値(個別設定値) c.現状値(個別設定値)>実績値≥目標値の60%
- d.目標値の60%> 実績値
- ●指標の単位が「%」のもののうち、現状値と各年度の目標値の変化量が1%未満のものと、指標の単位が「%」以外のもののうち、現状値と各年度の目標値の変化率が1%未満のもの、現状値について適切な実績がないもの等の場合
- ⇒個別設定値を設定し、その考え方を各個表の説明欄に記載。区分の「現状値」を「個別設定値」と読み替えた上で選択。(原則として、上記変化量や変化率が1%未満の場合には、直近数年間の実績の平均値と、現状値の95%(105%)のうち、より目標値に近い数値を個別設定値とし、現状値について適切な実績がない場合には、R4年度の実績値と、各年度の目標値の95%(105%)のうち、より目標値に近い数値を個別設定値としている。)
- ●目標値×60%が、現状値以上(良い)の場合
- ⇒abdから選択。また、現状値以上であっても、目標値の60%未満の場合はdを選択。
- ●目標値が現状値未満(悪い)の場合(個別設定値を設定している場合を除く)
- ⇒acdから選択。また、現状値未満であっても、目標値以上の場合はaを選択。
- ●0に抑えることを目標にしている場合
- ⇒達成の場合はa、未達成の場合はdを選択。
- ●下がることが望ましい指標の場合
- ⇒区分を下記に読み替えた上で選択。
  - a. 目標値≥実績値 b. 現状値(個別設定値)≥実績値>目標値 c. 目標値の1/0.6≥実績値>現状値(個別設定値)
  - d. 実績値>目標値の1/0.6
- ●範囲内となることが望ましい指標の場合
- ⇒区分を下記に読み替えた上で選択。
  - a. 目標値の下限値≤実績値≤目標値の上限値 b. 想定なし
  - c. 目標値の下限値の60%≤実績値<目標値の下限値、又は、目標値の上限値<実績値≤目標値の上限値の1/0.6
  - d. 実績値 < 目標値の下限値の60%、又は、目標値の上限値の1/0.6 < 実績値

## (参考)経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

## ② 各取組に対する本市による達成状況の評価の考え方

前記①の「指標に対する達成度」に応じて、以下のとおり判定を行い、その結果を踏まえ、本市による評価として区分を選択

		事件	列1	事件	列2	事	例3	事例	列4	事例	间5
指標に対する達成度	点数	指標の数	合計点	指標の数	合計点	指標の数	合計点	指標の数	合計点	指標の数	合計点
а	3	3	9	2	6	1	3	0	0	0	0
b	2	0	0	1	2	1	2	1	2	0	0
С	1	0	0	0	0	1	1	2	2	1	1
d	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
		3	9.00	3	8.00	3	6.00	3	4.00	3	1.00
平均点(	合計点:指	標の数)→	3.00		2.67		2.00		1.33		0.33
達成状況区	分	指標に対	する達成度	の平均点	L						
A. 目標を達成した			3	,	′						
B. ほぼ目標を達成した	-	2.5	5以上~3末	₹満	<b>—</b>						
C. 目標未達成のものがあるが 一定の成果があった 1.5以上~2.5未		未満	•								
D. 現状を下回るものか	バ多くあった	0.5	以上~1.55	未満	-						
E. 現状を大幅に下回・	った		0.5未満		•						

ただし、「法人コメント」に記載された、その他の成果等を踏まえ、原則とは異なる達成状況区分を選択することも可能なお、この場合には、次の「区分選択の理由」において、原則とは異なる区分を選択した根拠を明確に記入

## (参考)経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

## ③ 各取組に対する費用対効果の評価の考え方

前記②の「達成状況」と以下の「行政サービスコストに対する達成度」に応じて、判定を行い、その結果を踏まえ、その 選択肢の範囲内で本市による評価として区分を選択。

(目標値・実績値ともに(一)の場合、セルに斜線(\)を入力。)

行政サービスコスト 達成状況 に対する達成度	1). 実績値が目標値の 100%未満	2). 実績値が目標値の 100%以上110%未満	3). 実績値が目標値の 110%以上120%未満	4). 実績値が目標値の 120%以上
A. 目標を達成した	1(1) 十分である	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
B. ほぼ目標を達成した		(1). 十分である (2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
C. 目標未達成のものがあるが 一定の成果があった	(2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
D. 現状を下回るものが多くあった	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である
E. 現状を大幅に下回った	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(4). 不十分である	(4). 不十分である	(4). 不十分である

<sup>※</sup>行政サービスコストに対する達成度について、実績値が目標値未満である方が、コスト面からは良いため、評価の良い順としては、1)から4)となる。

ただし、「法人コメント」の記載内容を踏まえ、原則とは異なる区分を選択することも可能。なお、この場合には、次の「区分選択の理由」において原則とは異なる区分を選択した根拠を明確に記入。

(参考)経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

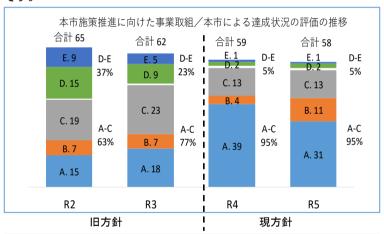
## ④ 今後の取組の方向性の選択の考え方

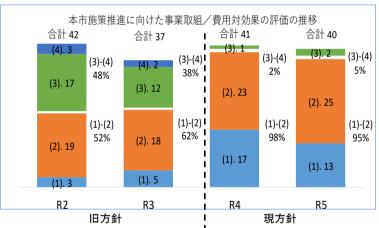
前記②と③の評価等を踏まえ、以下の表を参考に、法人としての今後の取組の方向性を3つの区分から選択。

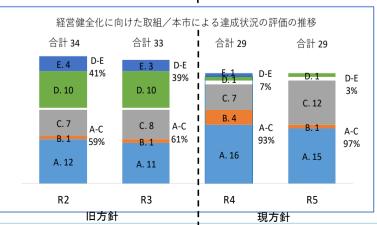
方向性区分	説明(選択の要件)		
I. 現状のまま取組を継続	【本市施策推進に向けた事業取組】 (以下の両方に該当する場合) ・前記②の「達成状況」について「A. 目標を達成した」又は「B. ほぼ目標を達成した」を選択 ・前記③の「費用対効果」について「(1). 十分である」又は「(2). 概ね十分である」を選択 【経営健全化に向けた取組、業務・組織に関する取組】 ・前記②「達成状況」について「A. 目標を達成した」又は「B. ほぼ目標を達成した」を選択		
Ⅱ. 目標の見直し又は取組 の改善を行い、取組を 継続	【本市施策推進に向けた事業取組】 (以下のいずれかに該当する場合) ・指標、事業別の行政サービスコストの目標値の変更 ・前記②の「達成状況」について「C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」又は「D. 現状を下回るものが多くあった」又は「E. 現状を大幅に下回った」を選択 ・前記③の「費用対効果」について「(3). やや不十分である」、「(4). 不十分である」を選択 【経営健全化に向けた取組、業務・組織に関する取組】 (以下のいずれかに該当する場合) ・指標の目標値の変更		
	・前記②の「達成状況」について「C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」又は「D. 現状を下回るものが多くあった」又は「E. 現状を大幅に下回った」を選択		
Ⅲ. 状況の変化により取組 を中止	取組を中止する場合(その根拠を明確に記入。)		

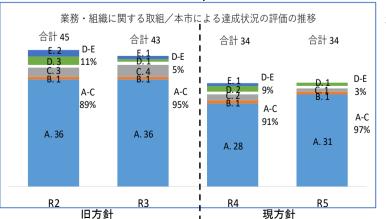
## 3 令和5年度 取組評価の総括

- ・本市施策推進に向けた事業取組は、23法人で58件の取組(うち40件の取組が費用対効果の評価あり)があり、本市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが約95%、費用対効果の評価が「(1)又は(2)」となったものが約95%と、**目標値の変更後においても、引き続き着実に取組を進め、成果を上げている取組が多くなった**一方、達成状況の評価が「D又はE」となったものが約5%、費用対効果の評価が「(3)又は(4)」となったものが約5%と、**コロナに起因する状況の変化などにより、目標未達となった課題のある取組も僅かに見られた**ところです。
- ・経営健全化に向けた取組においては、29件の取組があり、本市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが約97%と、本市施策推進に向けた事業取組と概ね同様の状況となっており、経営健全化が図られている一方、「D又はE」となったものが約3%と、経営健全化に向けて課題のある取組も僅かに見られたところです。
- ・業務・組織に関する取組については、34件の取組があり、本市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが約97%、「D又はE」となったものが約3%と<u>概ね適正な</u> 状況を保持しています。
- ・令和 5 年度については、令和 4 年度と同様に何れの取組においても一定以上の成果があり、今後も着実な取組の推進が期待されますが、コロナに起因する状況の変化などにより、目標未達となった課題のある取組も僅かに見られていることから、本市施策への影響等も適切に把握しながら、取り巻く状況の変化に的確に対応し、対策を講じるなど、改善に向けた取組も求められます。また、今般の物価やエネルギー価格の高騰など、社会経済状況の変化に伴うリスクを的確に捉え対応する視点も、引き続き必要です。









<本市による達成状況の評価区分>

- A. 目標を達成した
- B. ほぼ目標を達成した
- C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった
- D. 現状を下回るものが多くあった
- E. 現状を大幅に下回った

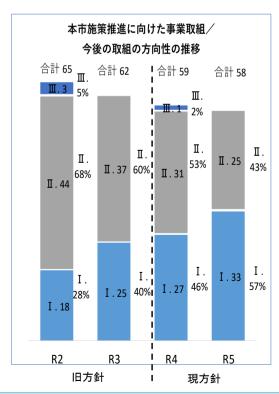
<費用対効果の評価区分>

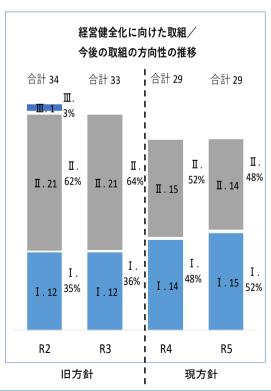
- (1). 十分である
- (2). 概ね十分である
- (3). やや不十分である
- (4). 不十分である

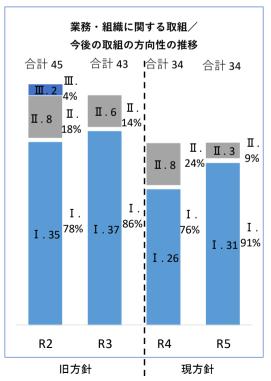
※端数処理の関係で合計数値が合わ ない場合あり

## 4 令和5年度 評価結果を踏まえた今後の取組の方向性

- ・下表の各取組において、令和5年度の今後の取組の方向性が「I」となった約57%、52%、91%のものについては、引き続き、<u>法</u> 人の自立性を尊重しつつ、必要に応じて市と法人が連携を図りながら、取組を進めていく</u>ことが必要です。
- ・各取組において、令和5年度の今後の取組の方向性が「II」となった約43%、48%、9%のものについては、その要因を分析し、法人自ら取組の改善策を講じるよう促すとともに、市としてもより緊密な連携を図っていくことや、社会状況等の変化により、法人としての役割の整理等を実施していくことも求められます。
- ・なお、令和5年度の今後の取組の方向性が「II」となったものの中には、社会経済状況の変化により、関連する法人の経営計画に変更があったものや、令和5年度取組評価の状況を踏まえ一層の取組の推進を図るもの等もあり、その場合には、理由を明確にした上で、今回の評価に併せて目標値の変更を行うものとします。







<今後の取組の方向性区分>

- I. 現状のまま取組を継続
- Ⅱ.目標の見直し又は取組の 改善を行い、取組を継続
- Ⅲ. 状況の変化により取組を 中止
- ※端数処理の関係で合計数値 が合わない場合あり

令和6年8月6日

川崎市長 福田 紀彦 様

川崎市行財政改革推進委員会 会長 伊藤 正次

令和5年度出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の審議 結果について

令和6年度第1回及び第2回川崎市行財政改革推進委員会において、本市主要出 資法人等23法人に係る「経営改善及び連携・活用に関する方針」の令和5年度の 取組評価について、審議しましたので、その結果について別添のとおり通知します。

# 令和5年度 出資法人「経営改善及び連携・活用 に関する取組評価」の審議結果

令和6年8月

川崎市行財政改革推進委員会

## 目 次

- 1 川崎市行財政改革推進委員会における審議について
- (1) 審議対象について
- (2) 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組評価について
- (3) 取組評価の手法について
- 2 評価全般に関する審議結果について
- (1) 取組全体の評価
- (2) 審議内容
- 3 個別の評価に関する審議結果について
- (1) 本市施策推進に向けた事業取組についての意見とそれに対する市の見解
- (2) 経営健全化に向けた取組についての意見とそれに対する市の見解
- (3) 業務・組織に関する取組についての意見とそれに対する市の見解

## 【参考資料】

- (1) 委員名簿
- (2) 審議経過

## 1 川崎市行財政改革推進委員会における審議について

### (1) 審議対象について

川崎市行財政改革推進委員会では、行財政改革に関する取組及び評価を所掌しており、その一環として、令和4年3月に本市主要出資法人等について策定した「経営改善及び連携・活用に関する方針」(以下「連携・活用方針」という。)の令和5年度の取組評価について、適正な評価結果となっているか審議を行った。

審議に当たっては、各法人の「連携・活用方針」に基づく2年目の評価となるものであり、評価全般に対し、令和4年度 取組評価において、新型コロナウイルス感染症からの想定以上の回復状況により変更を行った目標値等を踏まえた取組の進 捗状況を確認し、個別の評価については、方針策定時の現状を下回り、目標達成が不十分で一層の取組が必要とされるもの や、状況の変化により目標値の変更を行うものなどを中心に審議を行った。

(2) 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組評価について

審議対象である各法人の「連携・活用方針」の取組評価については、出資法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、これまで本市が取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図ることを目的に、令和4年度から令和7年度までの4か年を取組期間として、実施するものである。

同方針においては、経営改善と連携・活用の視点から「本市施策推進に向けた事業取組」と「経営健全化に向けた取組」、「業務・組織に関する取組」の3つを取組の柱として、計 121 の取り組むべき事業又は項目を設定しているところである。

(3) 取組評価の手法について

各法人の「連携・活用方針」の取組を着実に進めていくため、本委員会において審議を行った「経営改善及び連携・活用に関する取組評価シート」に定める PDCA サイクルによる取組評価を行っていくこととしている。

評価に当たっては、前述した 121 の取り組むべき事業又は項目ごとに、取組期間の初めに設定した、当該事業又は項目に

係る現状・行動計画・指標と4か年の目標値に対し、毎年度、それに基づく当該年度の具体的な取組内容を計画(Plan)して、当該計画に対する実施結果(Do)を記入し、実績値の評価(Check)を行い、当該実施結果や評価を踏まえ、法人としての改善(Action)の方向性を導き出すサイクルを確実に行うとともに、それらの妥当性を客観的に検証していくことが重要である。

### 2 評価全般に関する審議結果について

### (1) 取組全体の評価

### ア 「本市施策推進に向けた事業取組」

市による達成状況の評価が「A 目標を達成した、B ほぼ目標を達成した又は C 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」となったものが約 95%、費用対効果の評価が「(1) 十分である又は (2) 概ね十分である」となったものが約 95% となっており、目標値の変更後においても、引き続き着実に取組を進め、成果を上げている取組が多くなった一方、市による達成状況の評価が「D 現状を下回るものが多くあった又は E 現状を大幅に下回った」となったものが約 5%、費用対効果の評価が「(3) やや不十分である又は (4) 不十分である」となったものが約 5%と、新型コロナウイルス感染症に起因する状況の変化などにより、目標未達成となった課題のある取組も僅かに見られたところである。

## イ 「経営健全化に向けた取組」

市による達成状況の評価が「A、B 又は C」となったものが約 97% と、本市施策推進に向けた事業取組と概ね同様の状況となっており、経営健全化が図られている一方、「D 又は E」となったものが約 3% と、経営健全化に向けて課題のある取組も僅かに見られたところである。

### ウ 「業務・組織に関する取組」

市による達成状況の評価が「A、B 又は C」となったものが約 97%、「D 又は E」となったものが約 3% と、概ね適正な状況を保持していると認められる。

上記取組について、令和5年度は、令和4年度と同様に何れの取組においても一定以上の成果があり、今後も着実な取組の推進が期待されるが、新型コロナウイルス感染症に起因する状況の変化などにより、目標未達成で課題のある取組も僅かに見られていることから、本市施策への影響等も適切に把握しながら、取り巻く状況の変化に的確に対応し、対策を講じるなど、改善に向けた取組も求められる。また、今般の物価やエネルギー価格の高騰など、社会経済状況の変化に伴うリスクを的確に捉え対応する視点も、引き続き必要と考える。

## (2) 審議内容

ア 目標未達成となった取組の影響について

## <本委員会の意見>

全般的には、目標値の変更後においても、着実に取組を進め成果を上げているが、目標未達成で課題のある取組が少ないことにのみ着目し、総括するのではなく、例えば、目標未達成となった取組の事業規模等によっても、市の施策へ与える影響等も異なると思われることから、こうした視点も踏まえた対応をすることも必要と考える。

## <市の見解>

「連携・活用方針」に基づく取組評価は、これまで本市が取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、 本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図ることを目的とし、実施していることから、目標未達成となった課題のある取 組については、その要因分析を的確に行いながら、本市施策へ与える影響等も適切に把握するとともに、市と法人が緊密に 連携し、具体的な対策を講じるなど、改善に向けた取組が必要と考える。

## イ 出資法人の存在意義等について

## <本委員会の意見>

新型コロナウイルス感染症に起因する状況の変化や、物価・エネルギー価格の高騰、事業への更なる民間事業者の参画など、多様で変化の激しい社会状況にある中、法人の事業運営や財務面においても、影響が及んでいる状況も見受けられることから、法人の役割や存在意義については、将来における抜本的な見直しも視野に入れながら、整理、検討を行う必要があるのではないかと考える。

## <市の見解>

「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針」において、「連携・活用方針」に基づく点検評価により、著しく有効性及び効率性が低下し、状況が改善されない事業が把握された場合は、そのあり方や手法の見直し等を検討することとしている。

出資法人は、独立した事業主体として高い専門性を持ちながら、多様化・複雑化する市民ニーズに柔軟かつ効率的に対応することで、行政機能を補完・代替・支援するという役割が期待されているところでもあるが、令和8年度を始期とする新たな「連携・活用方針」の策定に向けては、改めて、現状の課題や状況の変化を踏まえながら、「連携・活用指針」に基づき、出資法人が担う公共的な役割の妥当性等を検証し、法人の設立目的や存在意義等も含めて検討する必要があると考える。

- 3 個別の評価に関する審議結果について
- (1) 本市施策推進に向けた事業取組についての意見とそれに対する市の見解

項目	意見	市の見解
文化財団の財団本	・文化芸術施設の稼働率向上や同施設にお	効果的に施設や事業を周知するため、チラシに加え、市内の多
部事業について	ける主催事業の参加者増のための手法とし	様な文化イベント情報やギャラリー展覧会情報などを掲載したア
	て、従来型のアンケート、広報誌等による	ートニュースを毎月発行し、誰もが気軽に手にできるよう、多く
	発信は、受け手市民に十分に届いているの	の人が目にする各区役所や市民館・図書館、学校、市内公共施設
	か。SNS 発信、主要駅等での宣伝、マスメデ	をはじめ商業施設などにも配架するとともに、関連するイベント
	ィアでの取り上げなどの様々な手を尽く	等と連携した周知や財団のWEBサイトへの掲載など、市民に十
	し、民間事業者と伍していくだけのノウハ	分に届くことを意識した広報となるよう工夫しています。また、
	ウを活用することが必要不可欠ではない	広報動画や SNS での発信など、経費も考慮した効果的な広報とな
	か。	るよう努めています。
	・老若男女問わず刺さるための宣伝力が問	今後も、より市民の目に止まるような効果的な広報のため、浮
	われていると思う。ひとえに、事業を市民	世絵等の文化資源を観光活用することで、観光業との連携など、
	の目に止めさせるかが肝要ではないか。関	検討していきたいと考えています。
	連企業等とのタイアップを目玉として位置	
	付けることも有効ではないか。	

かわさき市民活動センターの青少年健全育成事業について

おくわくプラザの登録率が目標を下回っ 青少年の心でいること自体は問題ではなく、わくわく 政などと連携できるの子どもの居場所が適切に確 長を見守り、 しています。 る。この点からすると、「利用者満足度アンケート」の質問項目のうち、「活動内容 の充実につきは保護者に伝えられている」ことを肯定す の安全な居場る回答が 66.9%とやや低い点が気になる。 子どもの居場所づくりに関する取組全体の 事業展開によりでのわくわくプラザの位置づけを意識し 団体等の協力ながら、内容の充実や地域における認知度 りたいと考えの向上に努める必要があるのではないか。

青少年の心身の健全な育成を図るため、家庭、学校、地域、行政などと連携し、利用者のニーズに寄り添いながら、子どもの成長を見守り、多世代交流の場づくりはこれからも大変重要と認識しています。

ご指摘いただきましたとおり、事業を開始した当初から、内容の充実につきましては課題であると認識しておりますので、児童の安全な居場所として、入退室情報が保護者へ伝達される入退室管理システムの配信機能を活用した広報の検討など、多種多様な事業展開による内容の充実を図るとともに、併せて、地域の関係団体等の協力を得る中で地域における認知度の向上に努めてまいりたいと考えております。

川崎冷蔵の冷蔵・ 冷凍保管業務事業 について ・取扱量の減少等や、それに連動する主要な売上高の減少等への対応について、方向性の具体的内容に記載する取組が改善策となっているのか疑問に思われる。これまで対応していなかった SNS の活用に関する検討もよいが、果たしてどれだけの効果を見込んでいるのか。場内事業者の廃業等もあ

本市及び川崎冷蔵(株)が保有する現在の冷蔵・冷凍設備は、古いものでは建設後25~40年以上経過しており、卸売市場を取り巻く社会経済環境の変化に十分に対応しきれていないことが、同社の経営動向に影響を与えていると考えています。

川崎冷蔵(株)の安定的な経営の実現に向け、当面は現行施設下における売上確保の取組に努めるとともに、市場内の冷蔵・冷凍設備が時代に合った規模・能力で整備される機能更新の動きに

	る中で、こうした減少分を取り戻すだけの	合わせて、効率的な業務体制を構築できるよう、本市や PFI 事業
	より具体的な取組の記載が必要ではない	者と連携を図りながら取り組んでいくことになります。
	か。	また、SNSの活用については、その効果の具体的な数字までは算
	・北部市場の機能更新もある中で、中長期	出しておりませんが、売上増加や企業認知度向上、人材確保等に
	的な課題ではあると思うが、法人の在り方	向けて、積極的に取り組んでいくという趣旨で実施を検討してお
	に関しても考えていく必要があるのではな	ります。
	いカ。	
川崎冷蔵の冷蔵・	かなりの取扱量・稼働率の目標未達が見	川崎冷蔵(株)の冷蔵・冷蔵庫で比較的大規模に容積建て保管
冷凍保管業務事業	られるが、「場内事業者の廃業」とは具体	を利用していた水産仲卸業者のうち1社が、令和5年度に業績不
について	的にどれくらいのものか、どのような理由	振により廃業し、F級の365.2㎡が返還されました。
	でなのか。	一方で、令和5年度、事業者への営業活動を実施し、SF級容積
		建の冷蔵庫について水産仲卸の既存顧客2社が規模を拡張、新規
		顧客1社の利用開始につなげており、容積建稼働率の維持・向上
		に努めるなど、引き続き、事業者の利用拡大に向けて取り組みま
		す。

川崎·横浜公害保 健ヤンターの給 査・検診事業につ いて

・ 近隣の医療機関での受診を希望する被認 定者が増加したために受診率が目標を下回 っていることに表れているように、本事業 は歴史的使命を終えつつあると判断するこ とができるのではないか。

・行政サービスコストの目標値が達成でき か。

・課題感に関しては、取組評価シートに記 載されているとおりと認識しており、他の の法人の存在意義を考えた時に、結果とし はないかと思われる。また、仮に法人を存 るだけの材料を示した上で判断することが | す。

センターの主な実施事業である検査・検診事業については、公 害健康被害被認定者は徐々に減少傾向にあるものの、現在約1.0 00人おり、そのうち40歳・50歳代が約50%を占めること から、サービスを継続的かつ効果的に受けられることが重要であ ると考えております。

さらに、昨年6月に策定した「川崎市アレルギー疾患対策推進 なかった理由が修繕費等の増加であるとさ「方針」のもと、気管支ぜん息を含めた幅広いアレルギー疾患に関 れており、施設・設備の老朽化が懸念されして、総合的な対策に向けて取組を進めていることから、こうし る。資産マネジメントの観点からも本事業|た取組と、センターで実施する一般市民の方も対象とした呼吸機 のあり方を検討する必要があるのではない | 能訓練・呼吸器健康相談との整合を図る必要があります。

議会からは、検査・検診事業が減収傾向にあること、センター で実施する事業を担えるその他の医療機関等が増加しているこ と、相対的にセンターの専門性等が薄れていること、法人の収支 医療機関でも対応できるということは、こ一不足に対して、限りある基金を原資とした補助金で対応している ┃状況などを鑑みて、本市に対してセンターの在り方を含めて検討 て、法人の廃止という整理もあり得るので「するよう要請されたことに加え、今回いただいた御意見を踏まえ、 本市施策との整合を図りつつ、横浜市や法人などの関係者と協議 続させるとしても、存続させると判断でき|を行いながら、様々な観点から、総合的に検討を進めてまいりま

求められるのではないか。 ・いずれにしても、法人の在り方に関して は、今後の被認定者数の見込みや、法人に おける職員の人件費等について、中・長期 的な視点でしっかりと分析を行った上で、 検討を行うことが必要であると考える。 検査可能な民間医療機関が増え、当法人 から受診者がシフトしているのは好ましい 状況ではないのか。当法人は存在意義を転 換していくべきではないか 顧客満足度において調査方法等が変更さ みぞのくち新都市 令和4年度は、専門の調査機関(民間マーケティング会社)の の魅力あふれる再│れたとのことだが、どのような変更をした│生活者パネル調査の対象者のうち、ノクティ周辺の地域に居住し 開発ビルの管理運 のか。 ており、かつ、ノクティを利用したことがある方を抽出し、調査 営について 機関経由でアンケートを行いましたが、令和5年度は、アンケー ト依頼の対象・方法を変更しました。 まず、店内ポスター、リーフレット、ホームページ、ノクティ ビジョン、デジタルサイネージにより広く告知するとともに、 NOCTY メールマガジンにてアンケート依頼を行いました。その上 で、性別・年齢等の回答者属性の偏りを解消するため、回答が少

なかった属性のノクティポイントカード会員のうち、メールアド レス登録者(NOCTYメールマガジン配信希望者)に対して追加依頼 を行うという手法をとり、より正確な顧客満足度、ニーズ把握に 努めました。 ・新型コロナウイルス感染症の影響等との はじめに、今後のコンテナ取扱貨物量の回復の見通し等につい 臨港倉庫埠頭のコ ンテナターミナル「評価だが、今後のコンテナ取扱貨物量の回 てでございますが、令和6年4月~6月の取扱貨物量は前年同月 管理運営事業につ 復の見通しはあるのか。客観的な実情を確 |対比で約 20%の伸びを記録している状況であるものの、世界的な いて 認したい。 情勢としては、パナマ運河の渇水に伴う通航制限や紅海付近の情 ・航空貨物の需要増大なども踏まえれば、 勢悪化に伴いスエズ運河から喜望峰へのルート変更によりコンテ 本事業について当該法人が担うべきものか | ナ不足等のサプライチェーンがまだ復調しておらず、その影響も などについて抜本的な検証・検討を行うこ あって主要港への貨物の集約化などの動きにより川崎港は抜港の とが求められるのではないか。 対象となっている状況です。 今後、サプライチェーンが安定してくれば、コロナ禍前の水準 に緩やかに戻っていくと考え、引き続き既存顧客へのフォローア ップ、喪失顧客の再獲得、新規顧客獲得の展示会への出展等ポー トセール活動を行っていきます。 次に、本事業について当該法人が担うべきものかについてでご ざいますが、川崎港におきましては、川崎市港湾局と港湾関連事 業者等で構成する官民が一体となって構成する『川崎港戦略港湾

推進協議会』を中心にポートセールス活動を展開しており、出資法人である川崎臨港倉庫埠頭(株)は、本協議会の一部会であるポートセールス部会(PS部会)の一員として事業に携わっております。また、当法人は京浜港唯一の港湾運営会社である横浜川崎国際港湾株式会社とともに共同事業体を組み川崎港コンテナターミナルの指定管理者として指定されており、川崎港コンテナターミナルの管理運営に民間のノウハウや活力を導入し、サービスの向上や経費の節減を図るとともに、本市等と連携した積極的なポートセールスを行うことにより、同コンテナターミナルの活性化を図る役割がございます。

そのため、現状は出資法人のコンテナターミナル管理運営事業の評価指標の目標値として川崎港戦略港湾推進協議会全体の目標である年間コンテナ取扱貨物増加量 10,000TEU を掲げておりますが、昨今のコンテナ取扱貨物量の推移に関しては、出資法人の努力等ではなく、外的要因が多大に関係しているため、今後出資法人と協議を重ね、次期「経営改善及び連携・活用に関する方針」策定時においては、コンテナターミナル管理運営事業における当該法人が担うべき成果目標(評価指標)についての検証・検討を行ってまいりたいと思います。

生涯学習財団の寺 子屋先生養成事業 について

寺子屋先生養成講座受講者満足度が目標 を上回る実績を上げている点は評価できる が懸念される。事業を受託できなかった理 | 考えています。 由を精査し、組織運営・事業構想のあり方 を見直すことが必要ではないか。

これまでの受託実績により、寺子屋先生養成事業にかかる費用 を適切に積算し入札しましたが、今年度は受託には及びませんで が、令和6年度は事業を受託できなかったした。しかし、本事業は本市の委託事業であり財団の直接的な収 ことから、今後の財団の事業運営への影響 | 益事業ではないことから、事業運営への大きな影響はないものと

> 本事業は、市の「地域の寺子屋事業」の事業開始以来、中間支 援組織としての強みを活かして市と連携協働し、事業の特性など への理解を深め、市内小中学校の寺子屋開講に繋げるよう、より 効果的・実践的な研修を実施するなど、「地域の寺子屋事業」の 進捗に主体的に取り組み貢献してきました。今後も引き続き事業 内容や運営方法を見直し適切に費用を積算し、事業を受託できる よう取り組んでいきます。

## (2) 経営健全化に向けた取組についての意見とそれに対する市の見解

項目	意見	市の見解
文化財団の自立性	民間のノウハウを吸収した上で、出資法	誰もが気軽に文化芸術に触れ、多くの市民が文化芸術の楽しさ
の確保について	人としての強みを生かした一過性ではない	を感じることができるよう、文化芸術活動を振興し、市民が文化
	自立性の確保について、どのような構想を	芸術活動に参加しやすい環境づくりを進めることが必要であり、
	お持ちなのか。財団のアイデンティティが	文化財団は市の協働のパートナーとして、文化の専門的な組織と
	なければ、先行きは厳しいのではないか。	しての強みを活かし、多彩な文化芸術事業の実施、文化芸術施設
	民間にゆだねることも視野に旧来の常識に	の効果的な運営を行うとともに、多様な市民の主体的な文化芸術
	とらわれない運営を検討していただきた	活動を促進するために、文化芸術に係る中間支援の取組を推進す
	V'o	ることが求められます。
		文化財団は、様々な文化団体や事業者等とのつながりをさらに
		構築し、事業を幅広く展開することがより効果的と考えますので、
		事業実施はもとより、川崎の文化芸術を支える人材の育成や、多
		様な活動主体との連携・コーディネートを行う中間支援の取組強
		化など、専門的な組織としての役割を担い、本市との連携をさら
		に深めつつ文化芸術振興を推進するとともに、経費の効率的な執
		行や事業収益の確保につなげていきたいと考えています。

スポーツ協会の収 益性の確保につい て

令和 4 年度まで実施していた富士見公園 運動施設管理の終了、とどろきアリーナで 実施していた教室の縮小などが影響をあた えているようだが、今後、等々力緑地や富 士見公園の再編整備によってどのような状 況改善が見込めるのか。

「等々力緑地再編整備・運営等事業」及び「富士見公園再編整備事業」は両者とも PFI 事業として進められております。川崎市スポーツ協会はこの事業を受託した構成企業にいずれも参加していないため、施設完成後の管理運営等に参加することは難しく、収益の改善につなげることは困難な状況です。

経営健全化に向けては、財政基盤の安定化を第一に考え、経費や人件費の抑制を図り、好評な事業の拡大や料金設定の見直しの検討による収支の改善に取り組むとともに、業務分担の一部見直しを行い時間外勤務の縮減や、適正な人員配置について検証し、人件費の削減を実施してまいります。

スポーツ協会の収 益性の確保につい て 指定管理の終了等事業収益構造が大きく 主な赤字事業として、多摩川変化する中、外部収益増(新規獲得)と内 こともあり、約300万円の赤字部固定費削減に取り組むのは容易ではな スポーツ教室についても、赤字部 約50万円)となっております。 きものではないが、全体では収支バランス こうしたことから、令和5年をとなればならない。個別にどんな「赤字 業の受託や、スキー&スノーボ事業」があり、どれくらいの赤字額である いて適正な価格とし、赤字事業 のか。 は、令和6年度に廃止いたしま

主な赤字事業として、多摩川マラソンは、定員が満たなかった こともあり、約300万円の赤字額となっております。また、桜本 スポーツ教室についても、赤字事業(約80万円、人件費を除くと 約50万円)となっております。

こうしたことから、令和5年度は、新たにスポーツフェスタ事業の受託や、スキー&スノーボード教室など一部事業の料金について適正な価格とし、赤字事業である桜本スポーツ教室については、令和6年度に廃止いたします。今後も、多摩川マラソンの参加者増に努めるとともに、各事業の利用料金についても見直しを

		行うなど、法人として収益性の確保に努めてまいります。
かわさき市民活動	第 5 期指定管理の受託施設数が減少した	補助金・委託料以外の収益といたしまして、子育て支援・わく
センターの法人の	ために市からの補助金・委託費以外の収益	わくププラザ事業収益(サービス利用料)及び青少年事業収益(実
自立化や経営の安	について令和 6 年度以降の目標を達成する	習生等の受入れに伴う謝礼金)(利用者実費負担)等がありますが、
定化の推進	ことが困難な状況であるとのことだが、そ	当該収益については、受託施設が減少することにより、それに比
	の原因や対応策を検討する必要があるので	した収益(自主財源)が減るという主旨で目標値を変更するもの
	はないか。	です。
		引き続き、子育て支援・わくわくプラザ事業等の運営ならびに
		周知・広報により、自主財源の確保を図るとともに、当該項目以
		外の自主財源等についても、一層の増加に向けて検討してまいり
		ます。
川崎冷蔵の経常利	収益大幅減の中、人件費が想定より増加	これまで、経営改善を進めるため、最小限の組織を基本とした
益の確保について	(800 万円程度)とはどのような理由によ	業務体制で運営してきましたが、世代交代に対応し業務執行の安
	るものなのか。	定性・継続性の確保を目的として、1人採用したことなどによりま
		す。
		今後に向けては、安定的な会社経営を行うため、業務執行の内
		容・方法等の定期的な点検・確認・指導など、中期事業計画に基
		づく取組を進め、効率的な業務体制を維持しながら経費の削減に
		努めます。

川崎冷蔵の自立的・ 施について

使用料の減免が令和6年度からなくなる 安定的な経営の実一中、今後も厳しい経営動向が予想される。 目の前の経営努力はもちろん必要だが、国 際情勢の変化や物流 2024 問題など、大きな 経済環境にも対応していかねばならない。 中期経営計画のなかで抜本的な対応策は計 画されているのか。

現在の中期事業計画は、自立した経営の確保と場内外事業者へ 効果的な営業展開を取組の方向性として、卸売市場や冷蔵・冷凍 倉庫を取り巻く合和4年度末時点の状況を踏まえ、合和8年度末 までの4年間の計画として、令和5年3月に策定されたものです。

国際情勢をはじめとする、計画策定後の状況変化に対しては、 当面の間は、現在の計画に基づき臨機応変に取り組むとともに、 今後は、機能更新の進捗状況や令和7年度策定予定の「経営改善 及び連携・活用に関する方針」の内容等も踏まえて対応していき ます。

また、今後、電気料金の上昇に対応した利用料金の見直し等に より売上高の増加を図り、借入金を完済して安定的な経営環境の 整備を進めていきます。

センターの効率性 の高い業務運営・改 善について

川崎•横浜公害保健

法人の存在意義や役割・機能の変化は必 | ずしも悪いことではなく、好意的にとらえ| るべき部分もはっきりさせるべきであると 考える。そのうえで、事業効率性には不断 の努力は必要であり、記載されているよう な検討をいたずらに先送りすることなく進 めるべき。

「川崎・横浜公害保健センターの検査・検診事業について」に おける市の見解と同様となります。

公園緑地協会の運 営の自立性の向上 について

新たな「協働の取組」の担い手確保に繋 げる取組の中で、中間支援組織として、協 会が持つ地域との繋がりや、専門知識はで う後もこの協会を存続させる理由とはなら ないものと考える。他の民間事業者ない でも、こうしたアドバンテージがないよとは 必ずしも言えず、また、等々力緑地のコント セッション事業がいよいよ動き出した中 で、今後、他の民間事業者の優位性や協会 に代わり担える部分が多く出てくると思わ れる。

現状、公園等の管理に関して、新たな取組の検討をしているとのことだが、取組評価シートに記載のとおりのアドバンテージによってのみでは、協会を存続させるだけの理由とはならず、また、市からも一定財政支出があることを考慮しても、協会を引き続き存続させることに対して、対外的な

本市では令和2年度に「パークマネジメント推進方針」を策定し、大規模公園を中心に民間事業者の持つアイデアやノウハウの活用により、収益性の確保や管理運営の効率化が見込まれる公園については、民活導入し、公園課題の解決につなげることとしていますが、一方でまとまった収益をあげることが困難な規模の小さい公園については、様々な主体との「協働の取組」を進めることで、保全、利活用など様々な課題の解決を目指すという、等々力緑地等に代表される大規模公園とは別のアプローチを取っています。

「協働の取組」の担い手の中心は、地域住民を想定しており、これまで協会が、長年かけて培ってきた地域住民との信頼関係は、民間事業者にはない強みと考えています。一方で、本市の公園管理の課題認識として、地域団体の高齢化等があり、既存の地域とのつながりだけでは、「協働の取組」を持続的なものとすることは困難であり、新たな「協働の取組」の担い手を公園に呼び込み、管理運営につなげる施策が必要です。この施策の推進には、公園の魅力発信、公園利用者間の活動や取組を連携させることなどこれまでの協会の活動の範囲を超えるものがあり、これらに対応するための体制をどのように構築するのか、法人自ら示す必要があ

説明も含め相応の覚悟が必要ではないか。

このような状況において、仮に協会を存続させる方向性であったとしても、例えば、他法人のような「中期事業計画」などの作成により、行政として、協会の方向性等を具体的に示していくことも必要ではないか。

ると考えています。

また、令和5年度から、当期の経常損益が約4,000万円の赤字となり、持続的な協会経営が困難な状況です。赤字解消に向けて、市からの財政支出のみに依ることなく、協会自らの経営努力により、改善する計画なしには協会存続の最終判断はできないと考えています。

(3) 業務・組織に関する取組についての意見とそれに対する市の見解意見等特になし。

## 【参考資料】

## (1) 委員名簿

氏名 (敬称略・五十音順)		役職等
出石	稔	関東学院大学 法学部長・法学部地域創生学科 教授
伊藤	正次(会長)	東京都立大学 法学部法学科 教授
		東京都立大学大学院 法学政治学研究科 教授
内海	麻利	駒澤大学 法学部政治学科 教授
藏田	幸三	一般財団法人地方自治体公民連携研究財団 代表理事
		東洋大学 PPP 研究センター リサーチパートナー
		千葉商科大学 商経学部 准教授
黒石	匡昭	PAパートナーズ株式会社 代表取締役/公認会計士

## (2) 審議経過

- ・第1回委員会 令和6年7月4日(木)WEB併用会議にて開催
- ・第2回委員会令和6年7月25日(木)WEB会議にて開催